

第5版

日光市小・中学校

食物アレルギー対応マニュアル

令和6年9月  
日光市教育委員会



# 目次

<b>I 食物アレルギーについての基礎知識</b> .....	<b>1</b>
1 食物アレルギーとは.....	1
2 食物アレルギーの症状・病型.....	1
(1) 即時型.....	1
(2) 口腔アレルギー症候群.....	1
(3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー.....	2
(4) 非即時型.....	2
3 食物アレルギーの表示制度.....	2
4 コンタミネーション（原因食品の微量混入）.....	2
<b>II 食物アレルギーへの対応</b> .....	<b>4</b>
1 基本的な考え方.....	4
2 基本的な対応方針.....	4
3 関係機関の主な取組み.....	6
(1) 食物アレルギー検討委員会.....	7
(2) 教育委員会.....	7
(3) 食物アレルギーアドバイザー（医師）.....	7
(4) 健康課・保育課.....	7
(5) 関係団体.....	7
(6) 消防本部.....	7
(7) 学校.....	8
(8) 給食センター・共同調理場.....	8
<b>III 食物アレルギー対応開始までの流れ</b> .....	<b>9</b>
(1) 就学時（新規発症時・転入時も同様）.....	9
(2) 進級時.....	11
(3) 進学時（小・中学校間の引継ぎ）.....	13
<b>IV 食物アレルギー対応の実際</b> .....	<b>15</b>
1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方.....	15
2 段階別対応の進め方.....	15
3 誤食による事故防止策.....	19
(1) 原材料の確認.....	19
(2) 食物アレルギー対応献立表の作成.....	19
(3) 食物アレルギー対応カードの使用.....	20
(4) 給食室での対応.....	20

(5) 受け渡し・配送・配膳 .....	21
(6) おかわりの禁止 .....	21
(7) 片付け .....	22
(8) 洗浄 .....	22
4 献立対応予定表による毎月の保護者との協議 .....	22
5 教職員等の役割り .....	23
6 関係機関との連携 .....	25
7 給食費の取扱い .....	26
<b>V 児童生徒への対応 .....</b>	<b>26</b>
1 必要な知識や判断力 .....	26
(1) 食物アレルギーを有する児童生徒に身につけさせたい力 .....	26
(2) 周りの児童生徒に身につけさせたい力 .....	26
<b>VI 学校で求められる食物アレルギーへの配慮（給食以外での対応） .....</b>	<b>27</b>
1 基本的な考え方 .....	27
2 食材・食品を扱う教育活動 .....	27
(1) 調理を行う際の留意事項 .....	27
(2) 教材教具等の配慮 .....	27
(3) 校外学習 .....	28
3 宿泊を伴う教育活動 .....	28
(1) 食事の配慮 .....	28
(2) 食事以外の配慮 .....	28
(3) 緊急時に備えて .....	28
4 その他の活動における留意事項 .....	28
(1) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー .....	28
(2) 運動誘発アナフィラキシー .....	29
<b>VII 研修体制 .....</b>	<b>29</b>
1 職員研修について .....	29
[参考資料] .....	29
<b>様式集 .....</b>	<b>30</b>

# I 食物アレルギーについての基礎知識

## 1 食物アレルギーとは

特定の食品を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。人により極微量のアレルギー物質(たんぱく質等)を摂取することによっても発症します。なお、食中毒や乳糖不耐症(体質的に乳糖を分解できずに下痢等を起こす病気)などは、食物アレルギーとは区別されます。

## 2 食物アレルギーの症状・病型

皮膚症状が最も多く、次いで呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状、中にはショック症状と多岐にわたります。

### (1) 即時型

食物アレルギーの最も典型的な病型です。原因食品を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々です。

### アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼーして呼吸が苦しいといった呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」(以下 エピペン®)を携帯している場合には、緊急度が高いアレルギー症状があると判断したタイミングで、ショックに陥る前に注射することが効果的です。

### 【緊急性が高いアレルギー症状】

消化器の症状	・繰り返す吐き続ける ・持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
呼吸器の症状	・喉や胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・脈を触れにくい(不規則) ・尿や便を漏らす ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている

※エピペン®が処方されている患者で症状が一つでもあればエピペン®を使用すべき。

### (2) 口腔アレルギー症候群

口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、患者の多くは花粉症を合併しています。シラカバやハンノキやブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等が、それらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後5分以内に口腔内の症状(喉のかゆみ等)が誘発されます。多くは局所の症状だけで治療も不要ですが、全身的な症状の初期症状として、口腔内の症状が出ている場合も紛れ込んでいることがあるため注意が必要です。

ジャム等加熱された果物では、反応しないことがほとんどです。

### (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食品を食べた後に運動することによって、アナフィラキシーが誘発される病型です。原因食品としては小麦、甲殻類が多いです。発症した場合、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり、注意が必要です。原因食品の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。

### (4) 非即時型

原因食品を食べて約6時間以上たった後に、主に消化器症状や皮膚症状が誘発される病型です。

## 3 食物アレルギーの表示制度

食物アレルギーの表示制度により、患者数が多く重篤度の高い8品目は、特定原材料として表示が義務付けられています。他に20品目について特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されている食品があります。特定原材料8品目以外は、製品に含まれていても表示されない可能性があり、個々に製造会社に確認する必要があります。また、これまで摂取できていた加工食品でも配合内容が変更されることもあるため、購入ごとに表示を確認する必要があります。

	食品名
表示義務がある 8食品	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生
表示が推奨される 20品目	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ 豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、マカダミアナッツ

※上記以外にも食物アレルギーを起こす原因食品があります。

## 4 コンタミネーション（原因食品の微量混入）

コンタミネーションとは、食品の製造過程で原材料として使用していないにもかかわらず、機械や器具等から原因食品が混入されてしまうことを言います。食物アレルギーは極微量のアレルギー物質によっても発症することがあるため、コンタミネーション防止策の徹底を図る必要があります。防止策としては、『本品製造工場では〇〇を含む製品を生産していません』等の注意喚起表示を確認する、製造ラインを十分に洗浄する、専用に区切られた作業場において調理する、特定原材料及び特定原材料に準じるものを含まない食品から順に製造する、可能な限り専用器具を使用するなど、十分な設備と細心の注意が必要です。

※当市の給食施設は、食物アレルギー対応を前提に設計されたものではなく、原因食品の微量混入を防止する専用の区切られた作業場が確保されてないため、コンタミネーションの対応はできません。

※コンタミネーション対応が必要な場合は弁当対応となります。

以下、抜粋「学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省/H27年3月）」

### 弁当対応の考慮対象

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（例）

- ・同一工場、製造ライン使用によるもの  
「本製品工場では〇〇（特定原材料等名称）を含む製品を製造しています。」
- ・原材料の採取方法によるもの  
「本製品で使用しているシラスは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- ・えび、かにを捕食していることによるもの  
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイはえび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応可能が困難と考えられる状況

（イ）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエピペン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。

※a)～f)に該当する場合、主治医にそこまでの対応があるか改めて確認することが望まれます。

### 調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食品に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はありません。これらについても対応が必要な児童生徒は、該当原因食品に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には弁当対応を考慮します。

原因食品	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
卵	卵殻カルシウム
乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ごま	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

（例）小麦アレルギーの場合

食品名：肉団子

原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）  
酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

⇒このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的には除去する必要はありません。

※上記の表に記載のないものについては完全除去を基本とします。ただし、対応の決定にあたっては必ず保護者と相談の上、医師に確認を取る必要があります。

## Ⅱ 食物アレルギーへの対応

### 1 基本的な考え方

(1) 学校、保護者、学校医、主治医、医療機関、市（教育委員会、健康課、保育課、消防本部）が、必要な情報を共有し、共に考え協力して、食物アレルギーを有する児童生徒を含めたすべての児童生徒が、心身ともに健康で安全な学校生活を送れるようにします。

(2) 食物アレルギーを有する児童生徒には、医師の診断と指示に基づき、個々の症状や、各給食施設の状況や環境（体制・人的・物理的）を踏まえて、献立を作成し給食を提供します。（詳細：Ⅳ食物アレルギー対応の実際）

(3) 学校はすべての児童生徒に、食物アレルギーに関する知識を習得させ、事故の未然防止及び食物アレルギーを有する児童生徒が特別な目で見られることがないように努めます。

(4) 食物アレルギーを有する児童生徒及びその保護者が、学校生活への不安を解消できるよう、すべての教職員が積極的に連携・協力し、緊急時に適正に対応できる危機管理体制を整備します。

### 2 基本的な対応方針

(1) 教育委員会は学校給食の実施者として、関係機関と連携を図り、必要な配慮をしながら、責任をもって「安全・安心」な学校給食の提供に努めます。緊急時の対応として、「緊急時の対応表」に従ってエピペン®を使用した場合は、全面的に教育委員会がその責任を負います。

(2) 食物アレルギーを有する児童生徒への就学指導は、学校によって対応できる条件（人的・物的）が異なることから、教育委員会が主体となり、学校及び関係機関と連携しながら行います。

(3) 教育委員会は、食物アレルギー検討委員会を開催し、各学校のアレルギー対応の状況を把握し改善に努めます。

(4) 安全性を最優先する上で、安全性を確保するためには、調理や作業の単純化が必須となります。このため、学校生活管理指導表により対応者や対応食品を精選し、必要最小限の原因食品の除去を行います。ただし、事故防止を優先し除去食及び代替食対応を困難と教育委員会が判断する場合があります。

(5) 学校はアレルギー疾患のある児童生徒の保護者に対して、症状の変化や児童生徒の成長、学校の対応可能範囲等が年々変化することから、少なくとも年一回は「学校生活管理指導表」を提出してもらい、個々の対応状況を見直します。

(6) 食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを起こすことがあることから、学校は献立・調理・配食・配膳過程を見直し、教職員の役割を明確にするとともに、児童生徒の認識を高めさせることにより未然防止に努めます。

(7) 学校は、給食以外でも食物アレルギーへの対応が求められることから、学校生活における配慮事項について全教職員が共通理解を図り、保護者等との連携を図りながら対応します。

(8) 学校における食物アレルギー対応の体制を整え実践していくには、教職員及び保護者などの関係者が、食物アレルギーに対する正しい認識を深める必要があることから、教育委員会及び各学校が充実した研修を実施します。

### 3 関係機関の主な取組み

教育委員会は学校給食の実施者として、食物アレルギー対応について基本方針を策定し運用します。健康課・保育課、消防本部、医療機関等に以下のような取組を依頼して連携を図り、必要な配慮をしながら、責任をもって「安心・安全」な学校給食の提供に努めます。

#### (1) 食物アレルギー検討委員会

- 定期的且つ関係団体の要請に応じて開催し、ヒヤリハット事例の検証など食物アレルギー対応の状況を確認・検討する。

【構成員：校長会、学校保健会、学校給食研究会、教育委員会】

#### (2) 教育委員会

- アレルギー対応マニュアルの制定
- 医療機関との連携及び緊急時の対応  
緊急時に備え消防本部に情報提供する。  
また、状況に応じて医師（アレルギーアドバイザー）に相談し指示を受ける。
- 研修の機会の確保
- 環境整備及び支援  
学校給食施設の整備及び人的配置に努める。
- 情報収集  
すべての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック
- 情報提供  
アレルギー疾患を有する未就学児の情報を健康課・保育課と共有し、小学校へ情報提供する。

#### (3) 食物アレルギーアドバイザー（医師）

- 医学的な立場から、食物アレルギーの対応や食物アレルギー対応マニュアルの改正等について教育委員会へアドバイスを。

#### (4) 健康課・保育課

- 食物アレルギー対応を必要とする未就学児の保護者に対し、教育委員会へ相談するよう助言すると共に、その情報を教育委員会へ提供する。

#### (5) 校長会・学校保健会・学校給食研究会

- アレルギー検討委員会の委員を選出する。
- アレルギー対応マニュアルの改善点を教育委員会へ要請する。

#### (6) 消防本部

- 「緊急時の対応表」「学校生活管理指導表」等により情報を共有し、緊急時に備える。

#### (7) 学校

- 食物アレルギー対応委員会を開催し、取組みプランを組織的に決定すると共に教職員の役割分担を明確にし、組織的に対応できる体制を整備する。
- 食物アレルギー対応マニュアルに従って対応を進め、必要に応じて教育委員会に指示を受ける。

#### 教育支援センター

- 学校と同様に施設内における取組を組織的に決定し、緊急時における職員の役割分担を明確にして体制を整える。

#### (8) 給食センター・共同調理場

- 学校や関係機関、保護者と連携を図り、アレルギー対応段階を決定する。

### (1) 食物アレルギー検討委員会

各学校の食物アレルギー対応の状況を把握するため、関係団体の代表者により構成し、定期的且つ関係団体の要請に応じて開催します。

### (2) 教育委員会

教育委員会は、栃木県教育委員会の基本方針を踏まえ、日光市教育委員会としての基本方針を策定します

#### ① マニュアルの策定

食物アレルギーを有する児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、日光市小・中学校食物アレルギー対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定します。マニュアルに則った対応が遂行できるように、アレルギーや衛生管理に関する指導を行う体制づくりに努めます。

#### ② 医療機関との連携および緊急時の対応

医療機関や医師会等に対し協力を依頼します。

また、「緊急時の対応表（様式6）」の作成を学校から保護者に依頼し、保護者の同意を得て、教育委員会から消防本部等に情報を提供します。（「学校生活管理指導表（様式3）」を含む）詳細な対応について必要な場合には、学校からも消防本部等に情報提供します。

#### ③ 研修機会の確保

教職員等が食物アレルギーに関する基本的な知識を正しく理解できるように、緊急時の対応を含めた研修の機会を確保します。

#### ④ 環境整備および支援

適切な調理場の施設設備および調理機器・器具等の整備、巡回、必要な人員の配置等に努めます。

#### ⑤ 情報収集

各学校に対し、すべての事故およびヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求めます。集約した情報は学校へフィードバックすることで事故防止の徹底に努めます。

#### ⑥ 情報提供

食物アレルギーの対応を必要とする未就学児に関する情報を健康課・保育課から得て、小学校と情報を共有します。医療機関に個々の対応についての指示を受けながら、早期に就学指導を行います。

また、学校と連携しながら、食物アレルギー対応を必要とする児童の保護者と協議し、対応段階等を決定します。

教育委員会や学校の管理下でない場所（学童保育等）の関係者に対しても、研修会への参加や情報共有について適宜対応します。

### (3) 食物アレルギーアドバイザー（医師）

教育委員会からの要請を受け、個々の対応やマニュアル等の内容について指導します。

### (4) 健康課・保育課

食物アレルギー対応（除去食対応・代替食対応・弁当持参）を必要とする未就学児の保護者に対し、就学時健康診断前に教育委員会に相談するよう助言するとともに、対応を要する未就学児の情報を保護者の同意を得て教育委員会に提供します。

また、児童クラブ利用者の食物アレルギーについての状況を把握し対応に努めます。

### (5) 関係団体

校長会、学校保健会、学校給食研究会は、5月末までにアレルギー検討委員を選出します。また、マニュアルの活用状況や改善点等を把握し、教育委員会に改善を要請します。

### (6) 消防本部

各学校から提出されたエピペン®所持者の「緊急時の対応表（様式6）」及び「学校生活管理指導表（様式3）」により、事故発生時緊急搬送を要する児童生徒の情報を得て緊急時に備えます。

## (7) 学校

### 各学校に食物アレルギー対応委員会の設置

食物アレルギーを有する児童生徒が在籍する学校は、校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。これにより各学校における取組を組織的に決定するとともに、教職員の役割分担を明確にして体制を整えます。また、対応を要する児童生徒全体を把握し、情報の共有化を図るとともに、食物アレルギー対応を実施するに当たっての学校としての課題を整理します。さらに、校内危機管理体制を構築して、各関係機関と連携し、具体的な対応訓練、校内外の研修等を企画・実施し、参加を促します。

### (教育支援センター)

教育支援センターの職員は、学校と同様に施設内における取組を組織的に決定し、緊急時における職員の役割分担を明確にして体制を整えます。

#### 【委員構成(例)と主たる役割(例)】

各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。

- ◎ 委員長 ・ 校長・・・対応の総括責任者
- 委員 ・ 教頭・・・校長補佐 指示伝達 外部対応
- ・ 教務主任・・・教頭補佐 校内連絡調整 指示伝達 外部対応
- ・ 養護教諭・・・実態把握 主治医や学校医と連携 事故防止
- ・ 栄養教諭(学校栄養職員)・・・給食管理 運営の安全管理 事故防止
- ・ 給食主任・・・栄養教諭等の補佐 各学校における給食指導の徹底
- ・ 関係学級担任(学年主任)・・・安全な給食運営 保護者連携 事故防止

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。

※必要に応じて、委員会に、主治医、学校医、給食センター長、教育委員会の担当者、調理員の代表、保護者等を加える。

※栄養教諭(学校栄養職員)の所属のない単独調理校は市所属栄養士等が対応。

## (8) 給食センター・共同調理場

学校や関係機関、保護者と連携を図り、アレルギー対応段階を決定します。

### Ⅲ 食物アレルギー対応開始までの流れ

※ 担当構成員例と開催時期の(例)。

⇒各学校の実情に合わせて、担当者の追加や実施時期、主任者を変更してください。(以下同じ)

担当職員の欄の「栄養士」とは栄養教諭・学校栄養職員(学校及び給食センター、共同調理場所属も含む)のことで、(以下同じ)

(1) 就学時(新規発症時・転入時も同様)

食物アレルギー症状を有する未就学児の対応は、市教育委員会が小学校と連携を図りながら行います。

時期	対応項目	担当職員			関係書類
		単独校 (栄養士配置)	単独校 (栄養士未配置)	給食センター/ 共同調理場受配校 (栄養士配置)	
9月	(1) 早期情報把握及び 就学指導	◎教育委員会 健康課、保育課			食物アレルギー対応を要する 就学時一覧(様式9)
	(2) 食物アレルギー調査の 実施	◎教育委員会 ◎学校関係者			就学児保健調査票(様式1) 食物アレルギー調査票(様式2)
	(3) 就学時健康診断や入 学説明会時における 保護者との個別面談 (情報収集)	◎教育委員会 ◎栄養士 ◎養護教諭	◎教育委員会 ◎市栄養士 ◎養護教諭	◎教育委員会 ◎栄養士 ◎養護教諭	食物アレルギー調査票(様式2) 学校生活管理指導表(様式3) 面談調書(様式12) 緊急時の対応表(様式6)
	(4) 関係職員による対応 内容の検討及び教育 委員会への報告	◎教育委員会 ◎学校関係者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長</li> <li>・養護教諭</li> <li>・栄養士</li> <li>・給食主任</li> </ul> (必要に応じて☆主治医 ☆学校医 ☆専門医)			食物アレルギー調査票(様式2) 学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6) 食物アレルギー調査報告書(様式10) 面談調書(様式12)
	(5) 校内食物アレルギー 対応委員会の開催	・校内食物アレルギー対応委員会			
～3月 までに	(6) 保護者との個別面談 (決定事項の説明と同意)	◎教育委員会 ◎学校関係者 校長、養護教諭 栄養士 給食主任	◎教育委員会 ・市栄養士 ◎学校関係者 校長、養護教諭 給食主任	◎教育委員会 ◎栄養士 ◎学校関係者 校長、養護教諭 給食主任	食物アレルギー調査票(様式2) 学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 同意書(様式5) 緊急時の対応表(様式6) 承諾書(様式8) 詳細な献立(様式14)
4月	(7) 教職員の共通理解と 対応開始	・全教職員			学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6)

<p>※関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学時保健調査票(様式1)</li> <li>・食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4)</li> <li>・献立対応予定表(様式7)</li> <li>・食物アレルギー調査報告書(様式10)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー調査票(様式2)</li> <li>・同意書(様式5)</li> <li>・承諾書(様式8)</li> <li>・面談調書(様式12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活管理指導表(様式3)</li> <li>・緊急時の対応表(様式6)</li> <li>・食物アレルギー対応を要する就学児一覧(様式9)</li> <li>・詳細な献立表(様式14)</li> </ul>
---	--	--	---	---

対応内容
<p>(1) 早期情報把握及び就学指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育委員会は、健康課及び保育課から「食物アレルギー対応を要する就学児一覧(様式9)」により情報を聴取し、食物アレルギー対応を必要とする児童に対して早期に就学指導を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 教育委員会は、把握した内容を学校に報告する。</li> <li><input type="checkbox"/> 給食センター・共同調理場受配校は、教育委員会からの情報を給食センター・共同調理場と共有する</li> </ul>
<p>(2) 食物アレルギー調査の実施(関係通知の発送)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育委員会は、就学時健康診断案内送付時に「就学時健康診断保健調査票(様式1)」 「食物アレルギー調査票(様式2)」を各学校を通して各家庭に発送する。</li> </ul>
<p>(3) 就学時健康診断や入学説明会時における保護者との個別面談(情報収集)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 学校は、就学時健康診断時に「食物アレルギー調査票(様式2)」の提出により、学校生活上配慮を必要とする児童を把握する。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校は、「食物アレルギー調査票(様式2)」の結果により保護者に「学校生活管理指導表(様式3)」を学校に提出するよう依頼する。</li> <li><input type="checkbox"/> 教育委員会は、学校関係者と連携を図り、食物アレルギーの症状と対応、給食への要望について詳細に聴き取る。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校は、学校給食における食物アレルギーに対する基本的な対応(Ⅳ食物アレルギー対応の実際)について説明する。</li> </ul>
<p>(4) 関係職員による対応内容の検討及び教育委員会への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育委員会、学校関係者は、「学校生活管理指導表(様式3)」、「面談調書(様式12)」に基づき「同意書(様式5)」 「食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4)」を作成する。 必要に応じて主治医、食物アレルギーアドバイザーと連携を図る。 【協議の視点】 ①アレルギーの状況 ②保護者の要望 ③保護者の協力体制(弁当の持参・献立会議への参加) ④人員(栄養士、調理員等)の配置 ⑤施設・設備 ⑥調理用品・設備品等の購入</li> <li><input type="checkbox"/> 学校は教育委員会に「食物アレルギー調査報告書(様式10)」により報告する。</li> </ul>
<p>(5) 食物アレルギー対応委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 対象となる児童生徒ごとに対応や取組みについて検討し決定する。</li> </ul>
<p>(6) 保護者との個別面談(決定事項の説明と同意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 学校と教育委員会は、保護者へ対応内容を説明し、同意を得て「同意書(様式5)」の提出を依頼する。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校は、エピペン®を所持している児童について、保護者に「緊急時の対応表(様式6)」を提出するよう依頼する。 また、対応方法の共通理解を図り、消防本部等との連携について保護者の同意を得る。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校は、対応決定の経緯や情報を「食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4)」に記載する。</li> </ul>
<p>(7) 教職員の共通理解と対応開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 学校は、対応内容を全教職員に周知徹底し共通理解を図る。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校は、エピペン®所持者の「緊急時の対応表(様式6)」、「学校生活管理指導表(様式3)」及び必要な情報を教育委員会に報告する。</li> <li><input type="checkbox"/> 教育委員会は、学校からの情報を消防本部に報告する。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校は、シミュレーショントレーニング等の実技研修を含めた各学校の実情に応じた研修を実施し、マニュアルに従い学校給食での対応を開始する。</li> </ul>

(2) 進級時

学校はアレルギー疾患のある児童生徒の保護者に対して、症状の変化や児童生徒の成長、学校の対応可能範囲等が年々変化することから、少なくとも年一回は「学校生活--管理指導表」を提出してもらい、個々の対応状況を見直します。

時期	対応項目	担当職員			関係書類
		単独校 (栄養士配置)	単独校 (栄養士未配置)	給食センター/ 共同調理場受配校 (栄養士配置)	
3学期	(1) 食物アレルギー調査の実施	◎栄養士 ○養護教諭 ・学級担任	◎養護教諭 ・学級担任	◎養護教諭 ○栄養士 ・学級担任	食物アレルギー調査票(様式2)
	(2) 学校生活管理指導表の提出依頼	◎栄養士 ◎養護教諭	◎養護教諭 ○市栄養士 ・給食主任	◎養護教諭 ○栄養士 ・給食主任	学校生活管理指導表(様式3)
	(3) 保護者との面談・調査	◎栄養士 ○養護教諭 ・学級担任	◎養護教諭 ○市栄養士 ・学級担任	◎養護教諭 ○栄養士 ・学級担任	食物アレルギー調査票(様式2) 学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6) 面談調書(様式12)
	(4) 関係職員による対応内容の検討	・校長 ◎養護教諭 ◎栄養士 ・学級担任 ・給食主任  (必要に応じて☆主治医 ☆学校医 ☆専門医)	・校長 ◎養護教諭 ◎市栄養士 ・学級担任 ・給食主任	・校長 ◎養護教諭 ◎栄養士 ・学級担任 ・給食主任	食物アレルギー調査票(様式2) 学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6) 面談調書(様式12)
2～3月	(5) 校内食物アレルギー対応委員会の開催	・校内食物アレルギー対応委員会			
	(6) 保護者との個別面談 (決定事項の説明と同意)	◎教育委員会 ◎学校関係者 校長、養護教諭 栄養士 給食主任	◎教育委員会 ・市栄養士 ◎学校関係者 校長、養護教諭 給食主任	◎教育委員会 ◎栄養士 ◎学校関係者 校長、養護教諭 給食主任	食物アレルギー調査票(様式2) 学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 同意書(様式5) 緊急時の対応表(様式6) 承諾書(様式8) 詳細な献立(様式14)
4月	(7) 教職員の共通理解と対応開始	・全教職員			学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6)
	(8) 取組の改善・次年度への準備	・校内食物アレルギー対応委員会			学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6)

※関係書類

- ・食物アレルギー調査票(様式2) ・学校生活管理指導表(様式3)
- ・食物アレルギー個別の取組プラン(様式4) ・同意書(様式5) ・緊急時の対応表(様式6)
- ・承諾書(様式8) ・面談調書(様式12) ・詳細な献立(様式14)

対応内容

(1) 食物アレルギー調査の実施

- 学校は、対象者に「食物アレルギー調査票(様式2)」を配布し、アレルギー状況を把握する。

(2) 学校生活管理指導表の提出依頼

- 学校は、食物アレルギー調査票(様式2)の結果から「学校生活管理指導表(様式3)」の提出を保護者に依頼する。また、症状等の変化により食物アレルギー対応を変更する場合も同様とする。

(3) 保護者との面談・調査

- 学校は食物アレルギー調査票(様式2)、学校生活管理指導表(様式3)に基づき保護者と面談を行い、食物アレルギーの症状と対応について詳細に聞き取る。
- エピペン®所持者の保護者には、「緊急時の対応表(様式6)」の変更の有無について確認する。
- 学校は、学校給食における食物アレルギーに対する基本的な対応(Ⅳ食物アレルギー対応の実際)について説明する。
- 学校は、面談で聞き取りした内容を基に、「食物アレルギー個人記録票(様式4)」を作成する。

(4) 関係職員による対応内容の検討

- 学校は、学校生活管理指導表(様式3)、「面談調書(様式12)」に基づき、対応方法を検討し「同意書(様式5)」  
「食物アレルギー個別の取組プラン(様式4)」を作成する。  
【協議の視点】 ①アレルギーの状況 ②保護者の協力体制(弁当の持参・献立会議への参加)  
③人員(栄養士、調理員等)の配置 ④施設・設備 ⑤調理用品・設備品等の購入

(5) 食物アレルギー対応委員会の開催

- 対象となる児童生徒ごとに対応や取組みについて検討し決定する。

(6) 保護者との個別面談(決定事項の説明と同意)

- 学校は、保護者へ対応内容を説明し、同意を得て「同意書(様式5)」の提出を依頼する。
- 学校は、エピペン®を所持している児童について、保護者に「緊急時の対応表(様式6)」を提出するよう依頼する。また、対応方法の共通理解を図り、消防本部等との連携について保護者の同意を得る。
- 学校は、対応決定の経緯や情報を「食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4)」に記載する。

(7) 教職員の共通理解と対応開始

- 学校は、対応内容を全教職員に周知徹底し共通理解を図る。
- 学校は、エピペン®所持者の「緊急時の対応表(様式6)」、「学校生活管理指導表(様式3)」及び必要な情報を教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、学校からの情報を消防本部に報告する。
- 学校は、シミュレーショントレーニング等の実技研修を含めた各学校の実情に応じた研修を実施し、マニュアルに従い学校給食での対応を開始する。

(8) 取組の改善・次年度への準備

- 学校は、食物アレルギー対応委員会を開催し、児童生徒の状況に応じた対応の取組の修正を行い次年度への対応の準備をする。
- 学校は、食物アレルギー対応の問題点を明らかにし、改善策を検討して教育委員会に提言する。

(3) 進学時（小・中学校間の引継ぎ）

中学校進学に際しての引き継ぎは、中学校が小学校及び教育委員会と連携を図りながら行います。

時期	対応項目	担当職員			関係書類
		単独校 (栄養士配置)	単独校 (栄養士未配置)	給食センター/ 共同調理場受配校 (栄養士配置)	
入学説明会時	(1) 食物アレルギー調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校関係者</li> <li>・養護教諭 栄養士 学級担任</li> </ul>			食物アレルギー調査票(様式2)
3学期	(2) 保護者との面談・調査	中学校関係者			学校生活管理指導表(様式3)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎栄養士</li> <li>○養護教諭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎養護教諭</li> <li>○市栄養士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎養護教諭</li> <li>○栄養士</li> </ul>	食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 面談調書(様式12)
	(3) 中学校への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎小・中の養護教諭</li> <li>○栄養士</li> <li>・小学校担任</li> <li>・中学校学年主任</li> </ul>			引継書類 学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6)
	(4) 関係職員による対応内容の検討及び教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校長</li> <li>◎栄養士</li> <li>◎養護教諭</li> <li>・学級担任</li> <li>・給食主任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校長</li> <li>◎市栄養士</li> <li>◎養護教諭</li> <li>・学級担任</li> <li>・給食主任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校長</li> <li>◎栄養士</li> <li>◎養護教諭</li> <li>・学級担任</li> <li>・給食主任</li> </ul>	食物アレルギー調査票(様式2) 学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6) 食物アレルギー調査報告書(様式10) 面談調書(様式12)
	(5) 校内食物アレルギー対応委員会の開催	・校内食物アレルギー対応委員会			
	(6) 保護者との個別面談 (決定事項の説明と同意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教育委員会</li> <li>◎中学校関係者</li> <li>・校長</li> <li>・養護教諭</li> <li>・栄養士</li> <li>・給食主任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教育委員会</li> <li>◎中学校関係者</li> <li>・校長</li> <li>・養護教諭</li> <li>・市栄養士</li> <li>・給食主任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教育委員会</li> <li>◎中学校関係者</li> <li>・校長</li> <li>◎養護教諭</li> <li>・栄養士</li> <li>・給食主任</li> </ul>	食物アレルギー調査票(様式2) 学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 同意書(様式5) 緊急時の対応表(様式6) 承諾書(様式8) 詳細な献立(様式14)
4月	(7) 教職員の共通理解と対応開始	・全教職員			学校生活管理指導表(様式3) 食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) 緊急時の対応表(様式6)

※関係書類

- ・食物アレルギー調査票(様式2) ・学校生活管理指導表(様式3)
- ・食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4) ・同意書(様式5) ・緊急時の対応表(様式6) ・承諾書(様式8)
- ・アレルギー調査報告書(様式10) ・面談調書(様式12) ・詳細な献立(様式14)

対応内容

(1) 食物アレルギー調査の実施

- 中学校は、新入生を対象者に「食物アレルギー調査票(様式2)」を配布し、アレルギー状況を把握する。

(2) 保護者との面談・調査

- 中学校は、食物アレルギーの症状と対応について詳細に聞き取り、「食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4)」を作成する。
- 中学校は、食物アレルギー調査票(様式2)の結果により「学校生活管理指導表(様式3)」を学校に提出するよう依頼する。
- 中学校は、学校給食における食物アレルギーに対する基本的な対応(Ⅳ食物アレルギー対応の実際)について説明する。

(3) 中学校への引継ぎ

- 小学校は、進学先の中学校に、「食物アレルギー調査票(様式2)」、「学校生活管理指導表(様式3)」、「食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4)」、「緊急時の対応表(様式6)」を引継ぎ、今までの対応状況等を引き継ぐ。

(4) 関係職員による対応内容の検討及び教育委員会への報告

- 学校は、学校生活管理指導表(様式3)、「面談調書(様式12)」に基づき、対応方法を検討し「同意書(様式5)」「食物アレルギー個別の取組プラン(様式4)」を作成する。  
【協議の視点】 ①アレルギーの状況 ②保護者の協力体制(弁当の持参・献立会議への参加)  
③人員(栄養士、調理員等)の配置 ④施設・設備 ⑤調理用品・設備品等の購入
- 中学校は、教育委員会に「食物アレルギー調査報告書(様式10)」により報告する。

(5) 食物アレルギー対応委員会の開催

- 中学校は、対象となる児童生徒ごとに対応や取組について検討し決定する。

(6) 保護者との個別面談(決定事項の説明と同意)

- 中学校と教育委員会は、保護者へ対応内容を説明し、同意を得て「同意書(様式5)」の提出を依頼する。
- 中学校はエピペン®を所持している児童について、保護者に「緊急時の対応表(様式6)」を提出するよう依頼する。また、対応方法の共通理解を図り、消防本部等との連携について保護者の同意を得る。
- 対応決定の経緯や情報を「食物アレルギー個別の取組みプラン(様式4)」に記載する。

(7) 教職員の共通理解と対応開始

- 中学校は、対応内容を全教職員に周知徹底し共通理解を図る。
- 中学校は、エピペン®所持者の「緊急時の対応表(様式6)」「学校生活管理指導表(様式3)」及び必要な情報を教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、学校からの情報を消防本部に報告する。
- 中学校は、シミュレーショントレーニング等の実技研修を含めた各学校の実情に応じた研修を実施し、マニュアルに従い学校給食での対応を開始する。

高等学校への引継ぎ

- 中学校は、進学先の高等学校等に「学校生活管理指導表(様式3)」、「緊急時の対応表(様式6)」を送付する。

## IV 食物アレルギー対応の実際

### 1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

大前提として安全性を最優先します。

安全・安心な学校給食の提供を目的に、各学校及び給食センター、共同調理場の能力や環境（体制・人的環境・物理的環境）、児童生徒の食物アレルギーの実態を踏まえて献立を作成します。

#### ■食物アレルギー対応食品

特定原材料として表示が義務付けられている8品目（卵・乳・小麦・えび・かに・落花生・そば・くるみ）については対応します。

8品目以外の食品については、可能な範囲で詳細な献立（様式14）を提供し、条件（人的・設備等）の整った学校は対応を行います。

#### ■コンタミネーションの対応不可

#### ■原則完全除去

原因食品の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とし、多段階対応は行いません。

原因食品の異なる児童生徒が複数いる場合は、それぞれの児童生徒の原因食品に対応した除去食を各々作るのではなく、事故防止のため該当する原因食品をすべて除去した除去食一種類を調理します。

※原則として一つの料理については、一つの除去食とします。

※詳細は「校内食物アレルギー対応委員会」で決定します。

### 2 段階別対応の進め方

学校給食における食物アレルギー対応には、以下のような種類があります。最適な対応レベルの組み合わせを検討する必要があります。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 詳細な献立表による情報提供 | 【レベル1】 |
| (2) 弁当対応          | 【レベル2】 |
| (3) 除去食対応         | 【レベル3】 |
| (4) 代替食対応         | 【レベル4】 |

各レベルの決定は、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目数など）や、対応を行うための学校及び給食調理場の状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）を総合的に判断して、「校内食物アレルギー対応委員会」が行います。

保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応を行うことは、事故を招く危険性をはらんでいます。学校給食のアレルギー対応は、あくまで医師の診断や指示に基づいて行うものであり、保護者の希望に沿って行うものではありません。

各レベルの対応は、児童生徒の変化や学校の対応可能範囲が年々変化することから、年度ごとに見直し決定します。なお、年度途中に対応レベルが変わることもあります。

また、給食センター、共同調理場においては、複数の受配校を扱うため食物アレルギー対応レベルと対応品目が限定され、除去食対応は卵、乳のみ可能となり、代替食の対応はできません。その他、詳細につきましては給食センター、共同調理場にご確認ください。

## 段階的対応の進め方（例）

(1) 詳細な献立表対応【レベル1】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示または児童生徒自身の判断で、給食から原因食物を除いて食べる対応。 単品で提供されるもの(例:果物など)以外は調理されると除くことができないので、適応できない。</li> <li>詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも併せて提供する。</li> </ul>				
		栄養士配置状況別対応		
		単独校 (栄:配置)	単独校 (栄:未配置)	給食センター/共同調理場 (栄:配置)
事前準備	1 食材納入業者にアレルギー原因食物に関する資料の提供を依頼する。	栄養士	市栄養士	栄養士
	2 資料をもとに、詳細な献立表を毎月作成する。 ※児童生徒が除去すべき原因食物がわかるようにする。 ※記載漏れ等がないように複数の関係者で確認する。	栄養士 栄養士・養護教諭・給食主任	市栄養士 市栄養士・養護教諭・給食主任	栄養士 栄養士・養護教諭・給食主任
	3 詳細な献立表を保護者・教職員に配布する。	栄養士 栄養士・養護教諭・給食主任	市栄養士 市栄養士・養護教諭・給食主任	栄養士 栄養士・養護教諭・給食主任
	4 詳細な献立表をもとに除去する食品を確認し、学校へ報告する。(承諾書等) ※確認事項の情報を教職員で共有する。	栄養士 保護者 管理職	市栄養士 養護教諭・給食主任 保護者 管理職	栄養士 養護教諭・給食主任 保護者 管理職
当日	除去する食品の確認	学級担任・本人	学級担任・本人	学級担任・本人
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>※最も誤食事故が起きやすい対応のため、特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を児童生徒と共に日々確認する。</li> <li>※学級担任が不在の場合の対応を明確にしておく。(補教案に記入するなど)</li> <li>※学級担任と一緒に会食する他の児童生徒にも配慮する。</li> </ul>			

※すべての対応の基本となるため、レベル2以上の場合でも詳細な献立は提出する必要があります。

(2) 弁当対応(一部弁当または完全弁当対応)【レベル2】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>一部弁当対応:除去食の対応が困難な料理に対して、家庭から部分的に弁当を持参すること。</li> <li>完全弁当対応:食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当を持参すること。</li> <li>レベル3及びレベル4であっても、場合によっては弁当対応することもある。</li> </ul>				
		栄養士配置状況別対応		
		単独校 (栄:配置)	単独校 (栄:未配置)	給食センター/共同調理場 (栄:配置)
事前準備	1 詳細な献立表を保護者、教職員に配布する。	栄養士	養護教諭・給食主任	養護教諭・給食主任
	2 事前に弁当で代用するものを保護者と協議する。	栄養士・学級担任・養護教諭	市栄養士・学級担任・養護教諭	栄養士・学級担任・養護教諭
	3 学校の実情に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を定める。	アレルギー検討委員会	アレルギー検討委員会	アレルギー検討委員会
当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>※弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。</li> <li>※一部弁当対応の場合は、原因食物が入っていない料理を提供する。</li> </ul>	学級担任・本人・栄養士 栄養士・調理員	学級担任・本人・給食主任 市栄養士・調理員	学級担任・本人・給食主任 栄養士・調理員
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>※学級担任は学校給食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。</li> <li>※学級担任は本人が精神的負担を感じないように配慮する。(他の児童生徒の理解)</li> <li>※学級担任は給食当番に食物アレルギーを有する児童生徒が食べられる学校給食と原因食物を接触させないように指導する。</li> </ul>			

**(3) 除去食対応 【レベル3】**

- 除去食は、原因食物を給食から除いて提供する給食を指し、調理の有無は問わない。  
(例:ゴマアレルギーを有する児童生徒の「ごま和え」からゴマを除いて味付けする。)

(※ 給食センター及び共同調理場においては、「卵・乳」のみ対応します。)

		栄養士配置状況別対応		
		単独校 (栄:配置)	単独校 (栄:未配置)	給食センター/共同調理場 (栄:配置)
事前準備	1 除去食の検討 * 通常給食を基本に除去食献立を作成する。 * 対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者・教職員へ配布する。	栄養士 栄養士	市栄養士 養護教諭・給食主任	栄養士 養護教諭・給食主任
	2 除去食献立の決定 * 対応食予定表を確認し、確認印を押印して学校へ提出する。	保護者	保護者	保護者
当日	3 除去食献立の周知 * 除去食献立を保護者、学級担任等に周知する。	栄養士	養護教諭・給食主任	養護教諭・給食主任
	4 調理作業確認:打合せ * 給食調理での対応内容を調理指示書に記載する。 * 調理指示書に基づき、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ※原因食物の混入の恐れがある箇所をチェックする。 ※担当者を明確にする。 * 的確に除去ができ、原因食物の混入が起こらないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打ち合わせを行う。 * 配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。	栄養士 調理員 調理員 栄養士・調理員 栄養士	市栄養士 調理員 調理員 市栄養士・調理員 市栄養士	栄養士 調理員 調理員 栄養士・調理員 栄養士
	調理・配食・検査 * 原因食物の混入が起こらないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 * 除去食を個人容器※1に配食する。 * アレルギー対応食の検査を行う。(給食センター・共同調理場及び受配校も) * 対応予定献立表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食がないように注意する。	調理員 調理員 校長 学級担任	調理員 調理員 校長 学級担任	調理員 調理員 校長/センター長 学級担任
	留意事項 * 除去食の栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。			

**【調理器具、食材の管理】**

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め混入を防ぐ。

①調理機器

シンク、冷蔵庫、電子レンジ、加熱機器 (IH、ガスコンロなど)、調理台、配膳台などを必要に応じて用意する。

②調理器具

専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子などが必要である。

※複数の器具が必要になるので、同日に複数の対応は行わない。

③食材

物資選定委員会等で決定された安全な食材を使用する。

対食用食材は、他の食材と区別して保管する。

④その他

個人容器は、学年・組・名前を明記した料理別の容器が必要で、一般の食器類と区別して保管する。

給食センターでは、学校別に配送容器※2を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。

**【調理担当者の区別化】**

対応食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぐ。

調理員が十分な数を配置できない場合でも調理作業等を区分して行えるように配慮する。

作業工程表を作成し、いつ、誰が、何に気をつけて作業をするかを確認する。

(対応食担当者は、他と異なる色の専用エプロンを着用するなど区別化して作業をすると良い。)

**【調理作業の区別化】**

対応食を調理する作業を区別化することが望まれる。

対応のための作業動線図を作成し、事故予防につなげる。

また、調理している途中で対食用に取り分ける等の作業(釜での調理中、卵を入れる前に取り分ける等)の場合でも混入を防ぐため、作業動線図を活用するなどにより、作業を区別化する。

※1 個人ごとの対応食を入れる容器 ※2 給食センター・共同調理場から学校に個人容器を届けるための容器(保冷バッグや食器カゴなど)

**(4) 代替食対応【レベル4】**

●代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の配慮の有無は問わない。

(※ 給食センター及び共同調理場においては、代替食対応は行いません。)

		栄養士配置状況別対応		
		単独校 (栄:配置)	単独校 (栄:未配置)	給食センター/共同調理場 (栄:配置)
事前準備	1 代替食対応の検討 ＊通常給食を基本に代替食献立を作成する。 ＊対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者・教職員へ配布する。	栄養士 栄養士	市栄養士 養護教諭・給食主任	
	2 代替食献立の決定 ＊対応食予定表を確認し、確認印を押印して学校へ提出する。	保護者	保護者	
当日	3 代替食献立の周知 ＊代替食献立を保護者、学級担任等に周知する。	栄養士	養護教諭・給食主任	
	4 調理作業確認・打合せ ＊給食調理での対応内容を調理指示書に記載する。 ＊調理指示書に基づき、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ※原因食物の混入の恐れがある箇所をチェックする。 ※担当者を明確にする。 ＊的確に調理ができ、原因食物の混入が起こらないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打ち合わせを行う。 ＊配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。	栄養士 調理員 調理員 栄養士・調理員 栄養士	市栄養士 調理員 調理員 市栄養士・調理員 市栄養士	
留意事項	調理・配食・検食 ＊原因食物の混入が起こらないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ＊代替食を個人容器※1に配食する。 ＊アレルギー対応食の検食を行う。(給食センター・共同調理場及び受配校も) ＊対応食予定献立表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食がないように注意する。	調理員 調理員 校長 学級担任	調理員 調理員 校長 学級担任	
留意事項	＊代替食の栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。			

**【調理器具、食材の管理】**

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め混入を防ぐ。

①調理機器

シンク、冷蔵庫、電子レンジ、加熱機器 (IH、ガスコンロなど)、調理台、配膳台などを必要に応じて用意する。

②調理器具

専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子などが必要である。

※複数の器具が必要になるので、同日に複数の対応は行わない。

③食材

物資選定委員会等で決定された安全な食材を使用する。

対応用食材は、他の食材と区別して保管する。

④その他

個人容器は、学年・組・名前を明記した料理別の容器が必要で、一般の食器具類と区別して保管する。

給食センターでは、学校別に配送容器※2を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。

**【調理担当者の区別化】**

対応食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぐ。

調理員が十分な数を配置できない場合でも調理作業等を区分して行えるように配慮する。

作業工程表を作成し、いつ、誰が、何に気をつけて作業をするかを確認する。

(対応食担当者は、他と異なる色の専用エプロンを着用するなど区別化して作業をするとうい。)

**【調理作業の区別化】**

対応食を調理する作業を区別化することが望まれる。

対応のための作業動線図を作成し、事故予防につなげる。

また、調理している途中で対応食用に取り分ける等の作業(釜での調理中、卵を入れる前に取り分ける等)の場合でも混入を防ぐため、作業動線図を活用するなどにより、作業を区別化する。

※1 個人ごとの対応食を入れる容器 ※2 給食センター・共同調理場から学校に個人容器を届けるための容器(保冷バッグや食器カゴなど)

### 3 誤食による事故防止策

誤食による事故事例は、本人の不注意による誤食も含め、直接的原因が調理・配食・配膳・喫食のいずれかの過程にあると考えられます。誤食を防ぐために次の8つの視点から対応します。

#### (1) 原材料の確認

納入業者から入手する原材料表から、原因食品の有無などを給食関係職員が確認しています。一人で確認することを避け、確認漏れを防止するためにダブルチェックが必要です。さらに、原材料の内容配合表を取り寄せ、使用食材をいつでも確認できるようにします。

#### (2) 食物アレルギー対応献立表の作成

食物アレルギー対応が必要な児童生徒の原因食品を確認し、調味料まで含む全ての使用品目が記載されている「詳細な献立表(様式14)」と「献立対応予定表(様式7)」を毎月作成します。校内関係職員、保護者、本人が、同一の「詳細な献立表(様式14)」 「献立対応予定表(様式7)」等を各々所持し、以下のような対応をします。

担当者	食物アレルギー対応献立に関する対応(例)
校長 (管理職)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①前月中に当月の担任の勤務予定と照合する。</li> <li>②前日及び当日に不在となる教職員の引継状況について確認する。</li> <li>③食物アレルギー対応食の検食を行う。</li> </ul>
担任 補教者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①前月中に当月分の献立表を見て除去食対応の有無、自身の勤務予定等と照合する。</li> <li>②前日及び当日朝に対応の有無等を確認する。</li> <li>③当日、受け取った食物アレルギー対応の給食及びその給食に貼付された「食物アレルギー対応カード(様式11)」と照合して、誤りがないか確認する。</li> <li>④「いただきます」をする前に再度給食の内容を確認する。</li> <li>⑤給食時間に不在となる場合は、補教案に記入するなどして、事前に十分な引き継ぎを行う。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食物アレルギー対応給食を提供する全ての児童生徒の対応について、前月中に当月分の確認をする。</li> <li>②体調不良の児童生徒の喫食状況、及び喫食後の状況に留意する。</li> </ul>
栄養士 給食主任等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①前月中に、保護者と食物アレルギー対応の内容を確認する。</li> <li>②前月中に「詳細な献立表(様式14)」 「献立対応予定表(様式7)」を基に、「食物アレルギー対応カード(様式11)」を作成する。</li> <li>③前日までに、調理員と除去食対応等について確認する。</li> <li>④当日、調理・配膳された給食を学級に運ぶ前に、アレルギー対応食及び「食物アレルギー対応カード(様式11)」を照合して確認する。</li> <li>⑤当日は、調理・配食・配膳・喫食の全般に留意し確認する。</li> </ul>

調理員	①前日までに栄養士と、食物アレルギー対応について確認する。 ②当日朝、調理員同士のミーティングにおいて確認する。 ③対応食調理担当者は、調理にあたっては「食物アレルギー対応カード(様式11)」と照合して確認する。 ④配食担当は、盛付けに当たっては「食物アレルギー対応カード(様式11)」と照合して確認する。
保護者 本人	①保護者は、前月中に学校関係職員と食物アレルギー対応の内容を確認する。 ②保護者は前日又は当日、本人の発達段階に応じた注意喚起を行う。 ③当日、「いただきます」をする前に、本人が対応食の内容を確認する。

### (3) 食物アレルギー対応カードの使用

食物アレルギー対応が必要な児童生徒について、対応が必要な料理名ごとにその対応内容を記載した以下のような「食物アレルギー対応カード(様式11)」を作成します。料理名の下に対応欄を設け、対応の内容を示し、調理・盛付・学級などの工程ごとのチェックをします。このカードを給食室でトレイか食器に貼り付け、給食提供までの各段階で記載のとおりとなっているかを確認します。確認は、「献立対応予定表(様式7)」「食物アレルギー対応カード(様式11)」により行います。給食終了後に「食物アレルギー対応カード(様式11)」を回収することにより、確認漏れを防ぎます。

なお、「献立対応予定表(様式7)」から「食物アレルギー対応カード(様式11)」への転記誤りを防ぐために、作成後に関係職員が必ず読み合わせを行い、正しく転記されていることを確認します。

#### 「食物アレルギー対応カード(様式11)」(例)

食物アレルギー対応カード			
〇〇学校		月 日 ( )	
〇年	〇組	氏名	日光 太朗
原因食品	卵		
料理名	三色丼		
対応	卵を除去して盛り付け		
給食室			学級
調理	盛り付け	対応確認	

### (4) 給食室での対応

- ・単独校は、除去食・代替食対応実施日は、給食室で一人分の給食を全てセットします。給食センター・共同調理場受配校は、対応食のみセットします。
- ・対応食担当者は、他の調理員と違う色のエプロンを着用するなどして作業を行います。
- ・調理員は調理指示書、作業工程表や作業動線図に基づいて作業します。調理作業中は差別化を意識して作業を行います。

- ・混入を防ぐため、区画された部屋や専用スペースにおいて調理します。
- ・スペース及び対象児童生徒の在籍状況により対応ができない場合は、アナフィラキシー症状を起こす可能性のある児童生徒を優先します。
- ・普通食と一緒に調理し、原因食材を入れる前に途中で取り分ける場合は、対応食担当者が原因食材の混入がないことを確認してから取り分けます。
- ・事前に決められた確認箇所、事前に決められた方法（ダブルチェック、声出し指さし等）での確認を徹底します。
- ・普通食と同様、温度管理、保存食の採取、検食を行います。
- ・日々の流れ作業にならないように配慮し、安全確保に努めます。

#### （５）受け渡し・配送・配膳

##### 【単独調理校では】

- ・配膳は複数の人でダブルチェックします。
- ・配膳室等で対応食を引き渡すときは、直接学級担任等に渡すなど、誤配の無いように注意します。
- ・食物アレルギー対応をしている児童生徒のトレイや食器は、事故防止を優先し、除去食・代替食実施日のみ異なる色の容器を使用します。
- ・小学校（下学年）：教職員（学級担任等）が受け取り、確認後当該児童へ渡す。
- ・小学校（上学年）、中学校：当該児童生徒が受け取ったものを、教職員（学級担任等）が確認する。
- ※発達の段階に応じて当該児童生徒が、配膳室等で直接受け取ることも考えられるが、その際は、誤配のないよう、慣れるまでの間、教職員（学級担任等）が付き添うなど十分注意する。
- ・対応食に表示された「食物アレルギー対応カード(様式 11)」で、学年・組・氏名・献立名・対応内容等を確認する。
- ・周辺児童生徒の給食と混合がないよう、確認と指導を行う。

##### 【給食センター・共同調理場受配校では】

- ・コンテナと容器の表示の色を合わせたり、学校別に変えたりして配送先を間違えないよう工夫します。
- ・コンテナに入れる際は、複数の調理員等でダブルチェックします。
- ・学級担任に直接渡すことができないため、受配校との連携を密にして、受け取りの確認を誰がするか等を事前に決めておきます。
- ・レベル 1 対応「詳細な献立表(様式 14)」の児童生徒の在籍するクラスには、献立対応予定表(様式 7)を配布します。担任は確認した後、押印して給食センター・共同調理場に戻します。

#### （６）おかわりの禁止

食物アレルギー対応をしている児童生徒には、量を配膳の段階で配慮し、除去食・代替食実施日は、原則としておかわりを全面禁止とします。

なお、除去食・代替食実施日のみの対応が困難な場合には、安全面を考慮し、全ての日においておかわりを全面禁止とします。

(7) 片付け

給食や牛乳パックを片付ける時等は、当該児童生徒が原因食品に接触しないように注意します。当該児童生徒に使用した食器等は、そのまま配膳室やワゴン車等に返却します。

(8) 洗浄

洗い残しがないよう、十分に洗浄とすすぎを行い保管します。  
食物アレルギーの症状によっては別に洗浄し、専用の収納庫等に保管します。

## 4 献立対応予定表による毎月の保護者との協議

食物アレルギー対応献立表は、毎月、保護者に来校してもらい関係職員と協議することを原則とします。学校と保護者との話し合いによって、対応を決定することもできます。  
対応内容によっては、保護者に「献立対応予定表(様式7)」、「詳細な献立(様式14)」を確認してもらい、「承諾書(様式8)」を提出してもらいます。

項目	関係職員等	対応内容
(1) 保護者と関係職員による対応の確認	保護者 校長(管理職) 給食主任	<input type="checkbox"/> 保護者は「献立対応予定表(様式7)」、「詳細な献立(様式14)」を確認し、「承諾書(様式8)」を学校に提出する。
(2) 学校・給食センター・共同調理場の対応の決定	学級担任 学年主任 養護教諭 栄養士 調理員	<input type="checkbox"/> 「献立対応予定表(様式7)」をもとに、対応を決定する。 <input type="checkbox"/> 対応に変更があった場合は、必ず保護者に連絡する。

→対応内容によっては、以下のような手順で保護者と協議する方法もあります。

項目	関係職員等	対応内容
(1) 学校・給食センター・共同調理場からの関係書類の送付	給食主任 学級担任 学年主任 養護教諭 栄養士	<input type="checkbox"/> 担当職員は「献立対応予定表(様式7)」、「承諾書(様式8)」、「詳細な献立(様式14)」を保護者に送付する。
(2) 保護者による関係書類のチェック	保護者 学級担任	<input type="checkbox"/> 保護者は「献立対応予定表(様式7)」、「詳細な献立(様式14)」を確認し、「承諾書(様式8)」を学校に提出する。
(3) 学校・学校給食センター・共同調理場の確認と対応の決定	校長、教頭 給食主任 学級担任 学年主任 養護教諭 栄養士	<input type="checkbox"/> 保護者とのやりとりの中で不明な点がある場合は、必ず確認する。 <input type="checkbox"/> 対応に変更があった場合は、必ず保護者に連絡する。

## 5 教職員等の役割り

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省：平成 27 年 3 月）、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（公益財団法人日本学校保健会：令和元年度改訂）、「栃木県 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」（栃木県教育委員会：平成 28 年 2 月）に基づき、学校・教育委員会がアレルギー疾患のある児童生徒を把握し、対応することが必要です。

そのため、学校では、校長の指導のもと、必要な情報を把握し、食物アレルギー対応についての共通理解を図るとともに、以下の役割例を参考にして校内体制等の確認を行います。

職 名	食物アレルギー対応における教職員等の役割（例）
校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>①校内食物アレルギー対応委員会を設置し、取組プランを組織的に決定し、教職員の役割分担を明確にするなど組織的な対応の体制を明確にする。</li> <li>②校内の対応すべき児童生徒全体を把握し情報の共有化を図るとともに、食物アレルギー対応を実施するに当たっては学校としての課題などを整理する。</li> <li>③献立や緊急時対応を確認し、年度当初に立てた取組プランの検証を行うなど円滑な運営と改善に努める。</li> <li>④「マニュアル」に基づき、教職員の共通理解が図れるように指導する。</li> <li>⑤保護者との面談の際、教育委員会と連携して、個々のアレルギー症状に対応する場合の学校給食の基本的な考え方等を説明する。</li> <li>⑥個別面談により原因食品や症状、家庭での対応、薬の有無や保管場所、緊急時の対応・連絡先等を把握する。</li> <li>⑦関係職員と話し合い、対応を決定する。</li> <li>⑧食物アレルギーに関する研修会を企画・立案する。</li> </ul>
教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「マニュアル」に基づき、教職員の共通理解が図れるよう指導する。</li> <li>②校長を補佐し、関係職員と話し合いの調整を行う。</li> <li>③個別面談により原因食品や症状、家庭での対応、薬の有無や保管場所、緊急時の対応・連絡先等を把握する。</li> <li>④食物アレルギーに関する研修会を企画・立案する。</li> </ul>
給食主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個別面談に出席し、原因食品や症状、家庭での対応状況を把握する。</li> <li>②食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、学級担任、養護教諭、栄養士との連携を図る。</li> <li>③他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。</li> <li>④給食時の指導について学級担任に状況を伝え、アドバイスする。</li> </ul>
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保護者から食物アレルギー対応の申告があった場合は、すぐに校長はじめ関係職員に伝える。対応内容について共通理解を図ると共に、緊急時の体制を保護者に確認する。（エピペン®の取り扱い・管理の仕方も含む）</li> <li>②関係職員と連携して個別面談を実施し、原因食品や症状、家庭での対応状況を把握し、養護教諭、栄養士と共通理解を図る。</li> <li>③食物アレルギーを有する児童生徒が、安全で楽しい学校生活を送ることができるよう配慮する。</li> <li>④他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。</li> <li>⑤児童生徒への配膳時に除去及び代替内容を最終確認し、事故防止に努める。</li> <li>⑥主治医、学校医、養護教諭等と連携を図り、アナフィラキシー症状がでた場合の緊急時の対応や連絡先を事前に確認しておく。</li> <li>⑦食物アレルギー児童の情報を、3月中に進学先に引継ぐ。</li> <li>⑧「食物アレルギー個別の取組プラン(様式4)」を記入する。</li> </ul>

<p>養護 教諭</p>	<p>①個別面談に出席し、原因食品や症状、家庭での対応状況を把握する。 ②食物アレルギー調査を実施して実態を把握し、学級担任、給食主任、栄養士との連携を図る。 ③エピペン®の使用の有無や、保管場所等について確認する。 ④主治医、学校医、消防署等の関係機関と連携を図り、緊急時の対応を確認するとともに、「緊急時の対応表(様式6)」を作成し、全教職員へ周知徹底する。 ⑤エピペン®の処方を受けている児童生徒の、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーショック発症時に適切な対応がとれるようにする。 ⑥食物アレルギー児童の情報を、3月中に中学校に引継ぐ。</p>
<p>栄養士</p>	<p>①個別面談に出席し、原因食品や症状、家庭での対応状況を把握する。 ②学校給食でどのような対応ができるかを判断し、学校長に報告する。 ③献立作成の際等、原因食品を含む食品には注意を払うとともに、除去食及び代替食の調理について調理員と連携を図る。 ④給食時の指導について学級担任に状況を伝え、アドバイスする。 ⑤食物アレルギー児童の情報を3月中に進学先に引継ぐ。</p>
<p>調理員</p>	<p>①個別面談や献立検討会議に可能な範囲で出席し、原因食品や症状、家庭での対応状況などを理解する。 ②食物アレルギーのある児童生徒の実態について理解し、除去食、代替食の内容を確認する。 ③栄養士との連携のもと、除去・代替する食品を確認したうえで、作業工程表をチェックしながら調理作業に当たる。</p>
<p>全教 職員</p>	<p>①食物アレルギーについての認識を深め、普段から職員間で声掛け・確認を行う。 ②学級担任が不在の場合に、サポートに入る教員は、対象児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同様の対応ができるようにする。 ③食物、食材を扱う授業においては、原因食品を含むものを使用していないか注意する。 ④エピペン®の処方を受けている児童生徒の、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーショック発症時に適切な対応がとれるようにする。 ⑤エピペン®の保管場所の確認を必ず行う。 ⑥緊急時の対応の流れ等、各自が役割を理解する。</p>
<p>保護者</p>	<p>①児童生徒に栄養の偏りや不足が生じないように、家庭での対応を心がける。 ②アレルギー、症状、対応等に変更が生じたときは、すみやかに学校に報告する。 ③子どもに学校での対応を認識させる。</p>
<p>対象児 童生徒</p>	<p>①配食分が自分のものであることをしっかり確認する。 ②自分の食物アレルギーの状態を理解し、アレルギー症状が出現した場合にはすみやかに申し出る。 ③食べてはいけない食品は、絶対に食べない。 ④困ったこと等がある場合は、保護者・学級担任に伝える。</p>

## 6 関係機関との連携

学校及び教育委員会等は、以下の内容を参考にして関係機関等との連携を図ります。

### 教育委員会

- ・食物アレルギーに関する研修の機会を確保します。
- ・エピペン®を所持している児童生徒の「緊急時の対応表(様式6)」や、必要な情報を学校からの報告により把握します。
- ・食物アレルギーアドバイザーと連携を密にして信頼関係を築き、アドバイス等を随時受けられるようにします。
- ・保育園等において対応していた情報を入学前に引継ぎ、食物アレルギー対応の参考にします。

### 保育課・健康課

- ・児童クラブ利用者について、食物アレルギー状況を把握します。

### 学校

関係機関等	連携内容
保護者	①個別面談で家庭における食生活の状況など詳細な情報を収集し、具体的な対応内容について十分に相互理解を図るなどします。 ②エピペン®を所持している児童生徒について、その取り扱いや保管等について協議し、確認します。 ③食事を伴う学校・学年行事を行う場合には、事前に保護者と可能な対応を協議するとともに、宿泊を伴う(修学旅行等)場合は、現地の病院等も調べ、緊急時の対応が可能になるように手配をします。 ④児童クラブ利用者は、事前に保育課への食物アレルギーの有無の連絡をし、対応について相談しているか確認します。
医療機関	①主治医や学校医と連携を密にして信頼関係を築き、アドバイス等を随時受けられるようにします。 ②特に、主治医が遠方の場合には、アレルギー出現時に素早く対応するために、診断・指示を学校医に伝え、その対応を事前に要請します。
学校保健委員会	①学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA等で構成する学校保健委員会に、食物アレルギーの対応についての助言を要請します。
消防本部	①エピペン®の処方を受けている児童生徒が在籍している学校は、保護者と協議して同意を得た上で「緊急時の対応表(様式6)」 「学校生活管理指導表(様式3)」を提出します。さらに、必要な場合は詳細を説明に行きドクターヘリの離陸場等の確認など緊急時の救急搬送体制の共通理解を図ります。
保育課・健康課	①保育園等で対応していた情報を入学前に引継ぎ、食物アレルギー対応の参考にします。 ②必要に応じて養護教諭や栄養士も、年度当初の幼稚園・保育園等・小学校の情報交換等に参加し、食事の状況などを把握します。

## 7 給食費の取扱い

対応レベル	対応内容	給食費	提出書類
レベル 1	詳細な献立対応	減額なし	食物アレルギー 対応同意書 (様式 6)
レベル 2	一部弁当対応	減額なし	
	完全弁当対応	対応決定日以降の給食費は 徴収しない	
レベル 3	副食対応の場合	減額なし	
	牛乳対応の場合	減額：飲用牛乳について、 除去開始日以降の実施日数に 購入単価を乗じた金額の返金	
レベル 4	代替食対応	増額・減額なし	

## V 児童生徒への対応

### 1 必要な知識や判断力

食物アレルギーに関する事故を未然に防止するには、全ての児童生徒が、食物アレルギーに関する知識や判断力等を育む必要があります。

また、学校は食物アレルギーを有する児童生徒が特別な目で見られることがないように、保護者や地域の人々と連携して、意図的に人権教育を推進していく必要があります。

#### (1) 食物アレルギーを有する児童生徒に身につけさせたい力

- 食物アレルギーの原因、症状、対処法についての正しい知識
- 食べたい欲求に打ち勝ち、食べてよいかどうかを決める判断力
- 自分の体調を管理して、異変に気づくことができる自己管理能力

#### (2) 周りの児童生徒に身につけさせたい力

- 食物アレルギーの原因、症状、対処法についての正しい知識
- 食物アレルギーを有する児童生徒に食べさせてよいか決める判断力
- 食物アレルギーを有する児童生徒に共感できる心

## VI 学校で求められる食物アレルギーへの配慮（給食以外での対応）

### 1 基本的な考え方

様々な学校行事の中で、特に修学旅行や課外学習、調理実習等、宿泊や食材を扱う場合には、食物アレルギーを有する児童生徒にどのような影響があるか十分に検討する必要があります。その際、児童生徒の普段との環境の違いや精神的・身体的な疲労、また学校側の指導体制の違いを考慮し、緊急時の対応がスムーズに行われたい危険性を念頭に置かなくてはなりません。検討の結果、影響があると考えられる場合には、安全性を最優先する処置をとる必要があります。

### 2 食材・食品を扱う教育活動

#### （1）調理を行う際の留意事項

調理実習などの際、食物アレルギーを有する児童生徒への影響の有無を確認します。学級担任、教科担当等の関係職員は、事前に材料を本人（保護者）へ伝え、対応の確認をする必要があります。

#### （2）教材教具等の配慮

食べるだけでなく、吸い込むことや触れることでアレルギー症状を発症する児童生徒もいます。教材教具に原因食品が含まれるかどうか事前に確認し、含まれる場合には対応方法や活動内容の見直しを行う必要があります。

原因食品	配慮すべき教材教具、活動（例）
卵	調理実習、工作教材、動物飼育
小麦	調理実習、小麦粘土
落花生	調理実習
そば	調理実習、そば打ち
大豆	調理実習
乳	調理実習、牛乳パックのリサイクル活動 乳成分使用ペットボトル
果物	調理実習、理科実験

### (3) 校外学習

- ・自分のアレルギーを認識し、自己管理する力を育成することが大切です。原因食品を口にしないよう指導することが求められます。
- ・友だち同士でのお弁当やお菓子のやり取りに注意が必要です。
- ・緊急時の対応の流れ等、関係者全員が役割を理解する必要があります。
- ・班別行動時は特に連絡体制を徹底します。
- ・弁当の発注先等、訪問先の関係機関に必要な情報を事前に知らせることが必要です。

## 3 宿泊を伴う教育活動

### (1) 食事の配慮

- ・対象児童生徒の原因食品を確認します。
- ・宿泊先や昼食場所での食事について、献立と成分表の提出を依頼します。その際に除去食や代替食の対応が可能かも確認します。
- ・取り寄せた資料を確認すると共に、保護者にも確認を依頼します。  
(※チェックの際に不明な点が無いようにします)
- ・旅行業者、宿泊施設等の関係機関と、必要な食物アレルギー情報を共有します。
- ・活動期間中の食事のチェックを必ず行います。

### (2) 食事以外の配慮

- ・スケジュールや内容について、保護者と注意が必要な対応の有無について確認します。
- ・そばアレルギーを有する児童生徒の部屋の枕は“そばがら”でないものを用意してもらい、可能な限りそのフロアや全館対応を依頼します。

### (3) 緊急時に備えて

- ・対応の流れ等、関係者全員が役割を理解する必要があります。
- ・班別行動時は特に連絡体制を徹底します。
- ・事前に症状発生時の対応、薬の使用等を保護者と確認し、不明な点は主治医に確認してもらいます。
- ・訪問先周囲の医療機関をリストアップします。
- ・引率者は「学校生活管理指導表(様式3)」の写しを持参し、病院受診の際に情報提供します。

## 4 その他の活動における留意事項

アナフィラキシーの原因として“運動”は重要であることから、アナフィラキシーを起こす可能性がある児童生徒について、「学校生活管理指導表(様式3)」から運動がリスクになるのか把握し、運動する機会が多い学校生活を安全に過ごせるよう留意する必要があります。

### (1) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

運動と原因食品の組合せにより症状が誘発されるものです。原因食品摂取後2時間以内に発症することが多いため、運動する場合には注意が必要です。なお、確実に発症を起こさないことを確認するには、4時間以上が必要とされています。

## (2) 運動誘発アナフィラキシー

運動により症状が誘発されるものです。

発症する運動強度には個人差があり、その日の体調に影響されることが大きいことから、保護者と相談し、家庭や学校での運動制限の基準を決めておく必要があります。

## VII 研修体制

### 1 職員研修について

教育委員会は、学校の教職員等の食物アレルギーに関する知識、技能、意識の向上を図るため、研修の機会を確保します。

#### 【各学校が開催する校内研修会】

目的：教職員が、食物アレルギーに関する基礎的な知識を正しく理解できるようにする。

- ・「日光市小・中学校食物アレルギー対応マニュアル」を基本とした正しい知識を得る【知識】
- ・アレルギー対応を恐れることなく、正しく対応・指導していく意識を持つ。【意識】
- ・エピペン®の使用方法等の実技習得など、緊急時対応を学ぶ【技能】

学校は、適切な時期に下記内容の研修会を実施し、教職員の知識、技能、意識の向上を図ります。

- ①食物アレルギー・アナフィラキシー発症時を想定した校内訓練（シミュレーション）
- ②エピペン®投与の実技演習

### [参考資料]



「学校におけるアレルギー疾患への対応」  
監修：獨協医科大学 小児学科 特任教授  
アレルギーセンター長  
吉原重美 氏



「学校におけるアレルギー疾患対応資料」  
監修：文科省

# 様式集

様式 1	保健調査票	P 3 1
様式 2	食物アレルギー調査票	P 3 3
様式 3	学校生活管理指導表	P 3 5
	学校生活管理指導表（記入方法）	P 3 7
様式 4	食物アレルギー個別の取組みプラン	P 3 8
様式 5-1	同意書（単独調理校）	P 4 3
様式 5-2	同意書（センター・共同調理場受配校）	P 4 4
様式 6	緊急時の対応	P 4 5
	緊急時の対応（記入例）	P 4 6
	一般向けエピペン対応	P 4 7
様式 7	献立対応予定表	P 4 8
様式 8-1	承諾書（単独調理校）	P 4 9
様式 8-2	承諾書（センター・共同調理場受配校）	P 5 0
様式 9	食物アレルギー対応を要する就学児一覧	P 5 1
様式 10	食物アレルギー調査報告書	P 5 2
様式 11	食物アレルギー対応カード	P 5 3
様式 12	面談調書	P 5 4
様式 13	緊急対応記録表	P 5 5
様式 14	詳細な献立（例）	P 5 6
様式 15	除去解除申請書	P 5 7
資料 1	医薬品保管依頼書	P 5 8
資料 2	学校生活管理指導表の提出について	P 5 9
資料 3	食物アレルギーの頻度・原因	P 6 0

ふりがな 就学児氏名		性 別	男 ・ 女
		生年月日	年 月 日生
ふりがな 保護者名	就学児との関係 ( )	住 所	日光市
		電 話	☎ — — 携帯 — —
保育状況	・家庭保育 ・その他 ( ) ・ _____ 幼稚園・保育所・児童館 ( 年 月から入園 ) ・ _____ 幼稚園・保育所・児童館 ( 年 月から入園 )		
※小学生の兄や姉のいる場合は学年と氏名を、いない場合は近所の児童名を記入してください。 兄姉 _____ 年 氏名 _____ 近所児童 _____ 年 氏名 _____ _____ 年 氏名 _____ 年 氏名 _____			

※この調査は、小学校へ入学する前のお子さんの健康状態を知るための大切な調査です。(秘)として取り扱いますので、ありのままを記入してください。

1 該当する項目に○印を記入してください。

	項 目	○ 印
内科	めまいや立ちくらみを起こしやすい	
	少しの運動でも息苦しくなることがある	
	頭痛を起こしやすい	
	腹痛・下痢を起こしやすい	
	熱を出しやすい	
歯科	口の開け閉めの時、音がしたり痛みがある	
	歯並びが気になる	
眼・鼻・耳・口	ものが見えにくいように感じる (視力低下の疑い)	
	かかりやすい目や耳、鼻、のどの病気がある (病名 )	
	耳が聞こえにくいように感じる	
	話し言葉が気になる	
※お子さんの健康上のことで、学校に知らせておきたいことがありましたら記入してください。 ※就学時健康診断の検査や診察の際に配慮が必要な場合は事前 (10 日前位) に学校へお知らせください。		

2 今までにかかった病気 (かかった年齢、また現在も治療している場合は治療中と記入してください。)

病名	年齢	病名	年齢	病名	年齢
麻疹 (はしか)		食物アレルギー		運動機能障害	
風疹 (三日ばしか)		アトピー性皮膚炎		脳炎・髄膜炎	
水痘 (みずぼうそう)		ぜんそく		てんかん	
溶連菌感染症		心臓病		頭部外傷	
流行性耳下腺炎		川崎病		小児まひ	
百日咳		腎臓病		肺炎	
結核		肝臓病		その他 ( )	
熱性痙攣 (ひきつけ) ( ) 才 ( ) 回 熱 ( ) 度 脳波検査 (有・無)					

3 今までに受けた予防接種 (母子手帳を参考に、接種年月日を記入してください。)

予防接種名		接種年月日	予防接種名		接種年月日	
BCG		・ ・	三種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風)	初回	1回	・ ・
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	1回	・ ・			2回	・ ・
	2回	・ ・			3回	・ ・
	3回	・ ・		追加		・ ・
	追加	・ ・		四種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ)	初回	1回
小児用肺炎球菌	1回	・ ・	2回			・ ・
	2回	・ ・	3回			・ ・
	3回	・ ・	追加		・ ・	
ポリオ (生ワクチン)	1回	・ ・	MR混合 (麻疹・風疹混合)	1期		・ ・
	2回	・ ・	麻疹単独	2期		・ ・
ポリオ (不活化ワクチン)	初回	1回		麻疹単独	1期	・ ・
		2回	2期		・ ・	
		3回	風疹単独	1期	・ ・	
	追加			2期	・ ・	
水痘 (みずぼうそう)		・ ・	日本脳炎	1期 初回	1回	・ ・
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		・ ・			2回	・ ・
				追加		・ ・

4 使用できない薬品 (使用できない薬品がありましたら、薬品名を記入してください。)

薬品名
-----



7 運動で食物アレルギーの症状を発症したことはありますか？

いいえ ・ はい →( 回) (最後の発症年月 年 月 )

8 アナフィラキシーショック(血圧低下や意識障害等)の経験はありますか？

いいえ ・ はい →( 回) (最後の発症年月 年 月 )

9 アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を処方されていますか？

いいえ ・ はい

10 現在食物アレルギーの治療のために使用している薬はありますか？

いいえ ・ はい → ( 常 時 ・ 症状出現時のみ )

薬品名( ) ( )

※小学6年時に記入の場合は、〈進学予定校〉の記入をお願いします。

以上、ご協力ありがとうございました。

なお、本校の給食は限られた人数、調理室での大量調理のため、可能な範囲での対応となります。対応については以下の基準により検討いたします。対応を検討した結果、児童生徒の実態によっては対応できない場合があります。

予めご了承くださいますようお願いいたします

#### 食物アレルギーにおける学校給食対応実施基準

本校における食物アレルギー対応は「日光市小・中学校食物アレルギー対応マニュアル」に基づいています。「安心・安全」な給食提供を最優先し、次の「全て」に該当する児童生徒に対して、食物アレルギー対応学校給食を実施します。保護者等による自己判断に基づく食事制限や単なる好き嫌いは対象としません。

○食物アレルギーの医師診断があり、現在も医療機関で治療または定期受診していること。

○医師記入の「学校生活管理指導表」が提出されていること。

※学校生活管理指導表は1回/年の提出及び、症状に変化のあった場合にはその都度提出すること。

○家庭において医師の指導のもと除去食などの対応をすでに行っていること。

○原則として、毎月の学校での打合せ等に参加できること。(学校と保護者との話し合いによって対応を決定することもできる。)

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 \_\_\_\_\_（男・女） \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_年\_\_

提出日 \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

様式 3

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話：  ★連絡医療機関 医療機関名：  電話：
アナフィラキシー (あり・なし)	<b>A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）</b> 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー <b>B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）</b> 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ） <b>C 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ〈 〉内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 〈 〉 2. 牛乳・乳製品 〈 〉 3. 小麦 〈 〉 4. ソバ 〈 〉 5. ピーナッツ 〈 〉 6. 甲殻類 〈 〉 7. 木の実類 〈 〉 8. 果物類 〈 〉 9. 魚類 〈 〉 10. 肉類 〈 〉 11. その他1 〈 〉 12. その他2 〈 〉 <b>D 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピベン®」） 3. その他（ ）	<b>A 給食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>C 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>D 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 コマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス <b>F その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	記載日 _____年__月__日 医師名 _____ 医療機関名 _____	
	【除去根拠】該当するものを〈 〉内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 ( ) に具体的な食品名を記載	鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 コマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス		
食物アレルギー (あり・なし)	<b>病型・治療</b> <b>A 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 <b>B-1 長期管理薬（吸入）</b> 1. ステロイド吸入薬 ( ) ( ) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ( ) ( ) 3. その他 ( ) ( ) <b>B-2 長期管理薬（内服）</b> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ( ) ( ) 2. その他 ( ) ( ) <b>B-3 長期管理薬（注射）</b> 1. 生物学的製剤 ( ) ( ) <b>C 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入 ( ) ( ) 2. ベータ刺激薬内服 ( ) ( )	<b>学校生活上の留意点</b> <b>A 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>C 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	★保護者 電話：  ★連絡医療機関 医療機関名：  電話：  記載日 _____年__月__日 医師名 _____ 医療機関名 _____	
	<b>病型・治療</b> <b>A 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 <b>B-1 長期管理薬（吸入）</b> 1. ステロイド吸入薬 ( ) ( ) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ( ) ( ) 3. その他 ( ) ( ) <b>B-2 長期管理薬（内服）</b> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ( ) ( ) 2. その他 ( ) ( ) <b>B-3 長期管理薬（注射）</b> 1. 生物学的製剤 ( ) ( ) <b>C 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入 ( ) ( ) 2. ベータ刺激薬内服 ( ) ( )	<b>学校生活上の留意点</b> <b>A 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>C 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		
	<b>病型・治療</b> <b>A 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 <b>B-1 長期管理薬（吸入）</b> 1. ステロイド吸入薬 ( ) ( ) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ( ) ( ) 3. その他 ( ) ( ) <b>B-2 長期管理薬（内服）</b> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ( ) ( ) 2. その他 ( ) ( ) <b>B-3 長期管理薬（注射）</b> 1. 生物学的製剤 ( ) ( ) <b>C 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入 ( ) ( ) 2. ベータ刺激薬内服 ( ) ( )	<b>学校生活上の留意点</b> <b>A 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>C 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		
	<b>病型・治療</b> <b>A 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 <b>B-1 長期管理薬（吸入）</b> 1. ステロイド吸入薬 ( ) ( ) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ( ) ( ) 3. その他 ( ) ( ) <b>B-2 長期管理薬（内服）</b> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ( ) ( ) 2. その他 ( ) ( ) <b>B-3 長期管理薬（注射）</b> 1. 生物学的製剤 ( ) ( ) <b>C 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入 ( ) ( ) 2. ベータ刺激薬内服 ( ) ( )	<b>学校生活上の留意点</b> <b>A 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>C 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		
	<b>病型・治療</b> <b>A 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 <b>B-1 長期管理薬（吸入）</b> 1. ステロイド吸入薬 ( ) ( ) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ( ) ( ) 3. その他 ( ) ( ) <b>B-2 長期管理薬（内服）</b> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ( ) ( ) 2. その他 ( ) ( ) <b>B-3 長期管理薬（注射）</b> 1. 生物学的製剤 ( ) ( ) <b>C 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入 ( ) ( ) 2. ベータ刺激薬内服 ( ) ( )	<b>学校生活上の留意点</b> <b>A 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>C 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>D その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>		



## 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記入について」

**表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）**

名前 \_\_\_\_\_ (男・女) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 組 提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

※ ①～⑤は医師が記入します。

	病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者 電話： _____
アナフィラキシー (あり・なし) —— 食物アレルギー (あり・なし)	<b>Ⅲ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）</b> 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	<b>Ⅲ 給食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅳ 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要	★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____
	<b>Ⅳ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）</b> 1. 食物（原因） _____ ) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____ ) 3. 運動誘発アナフィラキシー _____ ) 4. 昆虫 _____ ) 5. 医薬品 _____ ) 6. その他 _____ )	<b>Ⅳ 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅴ 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅵ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○つけた場合、該当する食品を使用した料理については、給食が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳糖低減カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	<b>Ⅴ 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 ( ) 2. 牛乳・乳製品 ( ) 3. 小麦 ( ) 4. ソバ ( ) 5. ビーナッツ ( ) 6. 甲殻類 ( ) 7. 木の実類 ( ) 8. 果物類 ( ) 9. 魚類 ( ) 10. 肉類 ( ) 11. その他1 ( ) 12. その他2 ( )	<b>Ⅶ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         該当するものを全てを( )内に記載                          ① 明らかな症状の既往      ② 食物経口負荷試験陽性                          ③ IgE抗体検査結果陽性      ④ 未摂取                          ( ) に具体的な食品名を記載                          (すべて・エビ・カニ)                          (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド)                     </div>	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
<b>Ⅵ 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他 _____ )	<b>Ⅶ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">3</span> </div>	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____	
気管支ぜん息 (あり・なし)	<b>Ⅲ 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	<b>Ⅲ 運動（体育・部活動等）</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅳ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅴ 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要	★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____
	<b>Ⅳ-1 長期管理薬（吸入）</b> 1. ステロイド吸入薬 _____ ( ) _____ ( ) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 _____ ( ) _____ ( ) 3. その他 _____ ( ) _____ ( )	<b>Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____
	<b>Ⅳ-2 長期管理薬（内服）</b> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 _____ ( ) _____ ( ) 2. その他 _____ ( ) _____ ( )	<b>Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____
	<b>Ⅳ-3 長期管理薬（注射）</b> 1. 生物学的製剤 _____ ( ) _____ ( )	<b>Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
<b>Ⅴ 発作時の対応</b> 1. ベータ刺激薬吸入 _____ ( ) _____ ( ) 2. ベータ刺激薬内服 _____ ( ) _____ ( )	<b>Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____	

③：その他の配慮・管理事項（自由記述）

・病状の変化や今後の見通し等を含め  
具体的な対応内容を記入してください。

⑤：★連絡医療機関

・押印をお願いします。

食物アレルギー個別の取組みプラン (小学校用) 日光市立 小学校

氏名 (出身園等)	(男・女)			保護者名						
生年月日	年 月 日			住所						
学年・組	1年 組( )			2年 組( )			3年 組( )			
担任名										
診断日	年 月 日			年 月 日			年 月 日			
医療機関名										
主治医名										
処方薬										
アドレナリン自己注射薬所持の有無	有 ・ 無			有 ・ 無			有 ・ 無			
食物依存性運動誘発アナフィラキシー	有 ・ 無			有 ・ 無			有 ・ 無			
原因食品	除去の程度	完全除去	加熱可	加工品可	完全除去	加熱可	加工品可	完全除去	加熱可	加工品可
	月日	記事		月日	記事		月日	記事		
給食における 対応決定事項										
食物・食材を扱う 活動・運動 宿泊的行事 その他										
家庭における 食事療法の実施										
※ 緊急時の対応、緊急時の連絡先、緊急時の服薬等については「緊急時の対応表」を確認する										

食物アレルギー個別の取組みプラン

(小学校用)

日光市立

小学校

氏名 (出身園等)	(男・女)			保護者名								
	( )			住所								
生年月日	年 月 日			電話								
学年・組	4年 組( )			5年 組( )			6年 組( )					
担任名												
診断日	年 月 日			年 月 日			年 月 日					
医療機関名												
主治医名												
処方薬												
アドレナリン自己注射薬所持の有無	有 ・ 無			有 ・ 無			有 ・ 無					
食物依存性運動誘発アナフィラキシー	有 ・ 無			有 ・ 無			有 ・ 無					
原因食品	除去の程度	完全除去	加熱可	加工品可	完全除去	加熱可	加工品可	完全除去	加熱可	加工品可		
	月日	記事			月日	記事			月日	記事		
給食における 対応決定事項												
食物・食材を扱う 活動・運動 宿泊的行事 その他												
家庭における 食事療法の実施												
※ 緊急時の対応、緊急時の連絡先、緊急時の服薬等については「緊急時の対応表」を確認する												



食物アレルギー個別の取組みプラン

(中学校用)

日光市立

中学校

氏名 (出身小学校)	(男・女)			保護者名						
生年月日	年 月 日			住所						
学年・組	1年 組( )			2年 組( )			3年 組( )			
担任名										
診断日	年 月 日			年 月 日			年 月 日			
医療機関名										
主治医名										
処方薬										
アドレナリン自己注射薬所持の有無	有 ・ 無			有 ・ 無			有 ・ 無			
食物依存性運動誘発アナフィラキシー	有 ・ 無			有 ・ 無			有 ・ 無			
原因食品	除去の程度	完全除去	加熱可	加工品可	完全除去	加熱可	加工品可	完全除去	加熱可	加工品可
	月日	記事		月日	記事		月日	記事		
給食における 対応決定事項										
食物・食材を扱う 活動・運動 宿泊的行事 その他										
家庭における 食事療法の実施										
※ 緊急時の対応、緊急時の連絡先、緊急時の服薬等については「緊急時の対応表」を確認する										



同意書

年 月 日

日光市立〇〇〇〇学校長 宛

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

医師の診察により、食物アレルギーと診断されました。  
 つきましては、学校給食においてアレルギー食の対応を実施くださるようお願いいたします。  
 なお、実施にあたり、下記の内容について日光市立〇〇学校の説明を受け同意します。

年 組		生年月日	年 月 日 ( 歳)
(フリガナ) 児童生徒氏名			
対応内容			

※児童生徒の症状の変化等、対応に変更が必要な場合は、その都度協議する。

教頭以下は学校の状況により変更可とする

受付日 年 月 日

学校長	教頭	給食主任	養護教諭	栄養士	担任

同意書

年 月 日

日光市立〇〇学校長  
 ( 〇〇学校給食センター長 )  
 ( 〇〇学校共同調理場長 ) 宛

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

医師の診察により、食物アレルギーと診断されました。  
 つきましては、学校給食においてアレルギー食の対応を実施くださるようお願いいたします。  
 なお、実施にあたり、下記の内容について日光市立〇〇学校（給食センター・共同調理場）の説明を受け同意します。

年 組		生年月日	年 月 日 ( 歳 )
(フリガナ) 児童生徒氏名			
対応内容			

※児童生徒の症状の変化等、対応に変更が必要な場合は、その都度協議する。

受付日 年 月 日

学校長	教頭	給食主任	養護教諭	栄養士	担任

教頭以下は学校の状況により変更可とする

所長/場長	栄養士

緊急時の対応【

さん ( )】

年 月 日生

アレルギー：  
自宅住所：

既往歴、服薬等：  
電話番号：

衣服や体にアレルギー源の食物が付いてしまった。

服や体に付いたアレルギー源を拭取り、手を良く洗わせる。  
かゆみがある場合は、(かゆみ止め)を塗る。

アレルギー食物を食べてしまった場合

学校に持参・保管している薬等 (保管場所)

保管場所		
薬品名等		

薬が飲める状態

- ・じんましん
- ・軽い咳
- ・その他 ( )

- ・安静にする・衣服をゆるめる
- ・一口水を飲ませて様子を見る

水が  
飲める

- ・咳込み・息苦しい
- ・水が飲めない

- 抗ヒスタミン剤 ( )
  - ステロイド剤 ( )
- を飲ませて保護者へ連絡する。

保護者連絡先

順	続柄・氏名	電話番号
1		
2		
3		

※病院へ搬送する場合は「アレルギーの原因物質」を伝える。例：乳など

<緊急搬送先>

医療機関名：  
☎  
カルテNo.

アナフィラキシー (ショック) \*薬が飲めない状態

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける ・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳き込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が白い ・脈を触れにくい、不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

※詳細は裏面

救急車の要請

119

- ①エピペン®を処方されていることを救急隊員に伝える
- ②以下を救急隊員に渡す
  - ・使用済みエピペン®
  - ・学校生活管理指導表
  - ・原材料明記の献立表

病院へ搬送

エピペン®の使用

- ・安全キャップを外す。
- ・ズボンの上からでもOK
- ・太ももに真っ直ぐ押しつける。
- ・カチッと音がしてから5秒間押し付ける。(ゆっくり「10」数える。)

報告

<主治医>

医療機関名：

主治医：

☎

カルテNo.

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

令和 年 月 日 保護者署名：

様式6 記入例

緊急時の対応【

さん（ ）】

年 月 日生

アレルギー：

既往歴、服薬等：

自宅住所：

電話番号：

衣服や体にアレルギー源の食物が付いてしまった。

服や体に付いたアレルギー源を拭取り、手を良く洗わせる。  
かゆみがある場合は、（かゆみ止め）を塗る。

アレルギー食物を食べてしまった場合

学校に持参・保管している薬等（保管場所）

薬品名等	保管場所 職員室 戸棚	本人
エビペン®0.3ml	○	○
セレスタミン1錠	○	○
レスタミン	○	○

薬が飲める状態

- ・じんましん
- ・軽い咳
- ・その他（ ）

- ・安静にする・衣服をゆるめる
- ・一口水を飲ませて様子を見る

水が  
飲める

- ・咳込み・息苦しい
- ・水が飲めない

- 抗ヒスタミン剤（ ）
  - ステロイド剤（ ）
- を飲ませて保護者へ連絡する。

保護者連絡先

順	続柄・氏名	電話番号
1	父 日光太郎	22-1111
2	母 日光花子	090-XXXX-YYYY
3		

※病院へ搬送する場合は「アレルギーの原因物質」を伝える。例：乳など

<緊急搬送先>

医療機関名：  
☎  
カルテNo.

アナフィラキシー（ショック）\*薬が飲めない状態

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける ・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳き込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が白い ・脈を触れにくい、不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

※詳細は裏面

救急車の要請

119

- ①エビペン®を処方されていることを救急隊員に伝える
- ②以下を救急隊員に渡す
  - ・使用済みエビペン®
  - ・学校生活管理指導表
  - ・原材料明記の献立表

病院へ搬送

エビペン®の使用

- ・安全キャップを外す。
- ・ズボンの上からでもOK
- ・太ももに真っ直ぐ押しつける。
- ・カチッと音がしてから5秒間押し付ける。（ゆっくり「10」数える。）

報告

<主治医>

医療機関名： ○× 医院

主治医： ○○○○ 医師

☎ 0288-54-1111

カルテNo. ○○-○○○

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

令和 6年 4月 1日 保護者署名： 日光太郎 印

## 一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰り返し吐き続ける</li> <li>・ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み</li> </ul>
呼吸器の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のどや胸が締め付けられる</li> <li>・ 声がかすれる</li> <li>・ 犬が吠えるような咳</li> <li>・ 持続する強い咳込み</li> <li>・ ゼーゼーする呼吸</li> <li>・ 息がしにくい</li> </ul>
全身の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 唇や爪が青白い</li> <li>・ 脈を触れにくい・不規則</li> <li>・ 意識がもうろうとしている</li> <li>・ ぐったりしている</li> <li>・ 尿や便を漏らす</li> </ul>

当学会としてエピペン®の適応の患者さん・保護者の方への説明、今後作成される保育所（園）・幼稚園・

学校などのアレルギー・アナフィラキシー対応のガイドライン、マニュアルはすべてこれに準拠することを基本とします。

## 献立対応予定表

年 月		年 組 氏名			
日	曜日	対応が必要なメニュー	食品名	対応予定	保護者確認
【備考】					

- ◎ 保護者の確認欄には、その対応予定のとおりなら押印を、食べない場合には「食べない」、その他不明な点等あれば備考欄にお書きください。
- ◎ この献立対応予定表と併せて、同封の詳細な献立表もご覧ください。
- ◎ 新たに食物アレルギーになるようなメニューや食品がありましたら、同封の【承諾書(様式8)】にご記入ください

承諾書

年 月 日

日光市立〇〇学校長 宛

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

月分 アレルギー対応食は、別紙献立予定表のとおりとすることについて承諾します。

年 組		生年月日	年 月 日 ( 歳)
(フリガナ) 児童生徒氏名			
※変更または注意点がありましたらご記入下さい。			

・教頭以下は学校の状況により変更可

受付日 年 月 日

学校長	教頭	給食主任	養護教諭	栄養士	担任

承諾書

年 月 日

日光市立〇〇学校長  
 ( 〇〇学校給食センター長 )  
 ( 〇〇学校共同調理場長 ) 宛

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

月分 アレルギー対応食は、別紙献立予定表のとおりとすることについて承諾します。

年 組		生年月日	年 月 日 ( 歳)
(フリガナ) 児童生徒氏名			
※変更または注意点がありましたらご記入下さい。			

・教頭以下は学校の状況により変更可

受付日 年 月 日

学校長	教頭	給食主任	養護教諭	栄養士	担任

所長/場長	栄養士

## 食物アレルギー対応を要する就学児一覧

年 月 日

教育委員会 宛

NO	通園名	ふりがな 氏名	就学先	アナフィラキシー反応の有無・アレルギー原因食品等
1			小学校	
2			小学校	
3			小学校	
4			小学校	
5			小学校	
6			小学校	
7			小学校	
8			小学校	
9			小学校	
10			小学校	
11			小学校	
12			小学校	
13			小学校	
14			小学校	
15			小学校	
16			小学校	
17			小学校	
18			小学校	
19			小学校	
20			小学校	
21			小学校	
22			小学校	
23			小学校	
24			小学校	
25			小学校	

## 食物アレルギー調査報告書

年 月 日

教育委員会 宛

日光市立〇〇小学校長

No.	児童氏名	住所	通園名	アナフィラキシー反応の有無・ アレルギー原因食品等
	保護者氏名	電話番号		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

様式 1 1

※食物アレルギー対応カードの使用にあたっては、事故防止やプライバシー問題等を考慮し、  
学級担任等と綿密に協議すること。

食物アレルギー対応カード			
学校 月 日( )			
年	組	氏名	
原因食品			
料理名			
対 応			
給 食 室			学級
調 理	盛 付	対応確認	

食物アレルギー対応カード			
学校 月 日( )			
年	組	氏名	
原因食品			
料理名			
対 応			
給 食 室			学級
調 理	盛 付	対応確認	

食物アレルギー対応カード			
学校 月 日( )			
年	組	氏名	
原因食品			
料理名			
対 応			
給 食 室			学級
調 理	盛 付	対応確認	

食物アレルギー対応カード			
学校 月 日( )			
年	組	氏名	
原因食品			
料理名			
対 応			
給 食 室			学級
調 理	盛 付	対応確認	

面 談 調 書

児童生徒氏名	年 組 氏名	面談実施日	年 月 日 ( ) :
面談出席者	保護者： 父親・母親・( )		
	学校側： 校長・教頭・学級担任・養護教諭・栄養教諭等・調理員・( )		

1 食物アレルギーを起こす原因食品の確認

食品名	微量で反応があるか(コンタミネーションを含む)	加熱の有無	加工食品・調味料に含まれる微量の食品※	原因食品を摂取した場合に起こりうる症状	給食での対応
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 咳き込み <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 顔面紅潮 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 顔面蒼白 <input type="checkbox"/> 湿疹 <input type="checkbox"/> じんましん <input type="checkbox"/> 掻痒感 その他( )	
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 加熱すれば可 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 咳き込み <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 顔面紅潮 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 顔面蒼白 <input type="checkbox"/> 湿疹 <input type="checkbox"/> じんましん <input type="checkbox"/> 掻痒感 その他( )	

2 保育園・幼稚園での対応 ( 完全除去 代替食 弁当持参 その他\_\_\_\_\_ )

--

3 発症の経過・家庭での対応・除去食品の確認

--

4 過去に除去食を行っていたが現在は完全に食べられるようになった食品の有無

なし  あり (食物名\_\_\_\_\_)

5 運動で症状を発症したことについて

なし  あり ( 食事との関連あり 食事との関連なし わからない )

6 アナフィラキシーショックの経験について

なし  あり ( \_\_\_\_\_ 歳頃 回数 \_\_\_\_\_ 回 原因: \_\_\_\_\_ )

7 現在アレルギー疾患の治療のために使用している薬について

なし  あり (薬剤名\_\_\_\_\_)

学校に携帯する薬の有無

なし  あり (薬剤名\_\_\_\_\_)

8 アレルギーを起こしたときの、万が一の時の対処方法について

薬を服用させる  エピペンを使用する  発疹やじんましんが出たら薬を塗る  
 保護者に連絡する  症状に応じて救急搬送する  かかりつけの病院に連絡する  
 その他 (\_\_\_\_\_)

9 学校生活上の配慮事項について

# 緊急対応記録票

\_\_\_\_年\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_男・女

アレルギー接触時間 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時\_\_\_\_分

アレルギー接触状況 アレルギー \_\_\_\_\_量(\_\_\_\_\_) 場所 \_\_\_\_\_

処	時 分	アレルギーの除去	<input type="checkbox"/> □の中のものを取り除く <input type="checkbox"/> □をすすぐ <input type="checkbox"/> 手を洗う <input type="checkbox"/> 眼や顔を洗う <input type="checkbox"/> その場で安静にさせる <input type="checkbox"/> 保健室へ搬送
	時 分	緊急時処方薬	吸入薬(_____)
時 分	内服薬(_____)		
時 分	その他(_____)		
置	時 分	エピペン®	エピペン®を準備、本人に持たせる エピペン®を注射 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(_____)
	時 分	AED	<input type="checkbox"/> AED装着 <input type="checkbox"/> AED使用

連絡	時 分	保護者	内容(_____)
	時 分	主治医等	内容(_____)

救急車	時 分	要請	
	時 分	到着	
	時 分	出発	同乗者 _____
	時 分	医療機関着	医療機関名 _____

経過・処置 (5分ごとに症状をチェック)	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	
	時 分	

9月10日 月曜日		9月11日 火曜日		9月12日 水曜日		9月13日 木曜日		9月14日 金曜日	
食品名	アレルゲン	食品名	アレルゲン	食品名	アレルゲン	食品名	アレルゲン	食品名	アレルゲン
麦ごはん		ごはん		ミルクパン		スタミナ丼		ごはん	
牛乳		牛乳		牛乳		牛乳		牛乳	
夏野菜カレー・福神漬け		さばスタミナ焼き		野菜コロッケ		雷汁		納豆	
海藻サラダ		五目きんぴら		コールスローサラダ				ゴーヤチャンプルー	
チーズ		むらくも汁		ミネストローネ				沢煮椀 シューアイス	
こめ		こめ		ミルクパン		こめ		こめ	
強化米		強化米				強化米		強化米	
米粒麦				牛乳					
牛乳		牛乳				ぶたかたスライス		牛乳	
		さばスタミナ漬け	りんご			おろししょうが			
ぶた小間肉						おろしニンニク		朝めし太郎 (納豆)	
じゃがいも		ぶた小間肉		野菜コロッケ		清酒			
かぼちゃ		ごぼう		サラダ油		にんじん		ぶた小間肉	
にんじん		にんじん		小袋中濃ソース	りんご	たまねぎ		ゴーヤ	
たまねぎ		きつまあげ				にら		にんじん	
なす		つきこんにゃく		キャベツ		焼肉のたれ	りんご	たまねぎ	
トマト		いりごま		きゅうり		清酒		もやし	
サラダ油		サラダ油		ホールコーン缶		サラダ油		とうふ	
パーモントカレー	りんご	さとう		マヨネーズ	卵	牛乳		鶏卵	卵
ディナーカレー	りんご	しょうゆ		ホワイトペッパー				サラダ油 (卵用)	
コータスカレー	りんご	清酒						おろしニンニク	
ケチャップ		一味唐辛子				とり小間肉		サラダ油	
赤ワイン		ほんだし		ぶた小間肉		とうふ		清酒	
水		みりん		ベーコン	卵	ごぼう		しょうゆ	
国産福神漬		水		カットマカロニ		にんじん		コンソメ	
				ミックスビーンズ		こんにゃく		食塩	
カットわかめ		とり小間肉				サラダ油		ホワイトペッパー	
海藻ミックス		にんじん		にんじん		ほんだし			
キャベツ		とうふ		たまねぎ		県産みそ		とり小間肉	
ホールコーン缶		カットわかめ		ダイストマト缶		ねぎ		にんじん	
和風ドレッシング		ねぎ		じゃがいも		一味唐辛子		だいこん	
		鶏卵	卵	黄ピーマン		水		ねぎ	
チーズ		ホワイトペッパー		コンソメ				ぶなしめじ	
		しょうゆ		サラダ油				ごぼう	
		食塩		ホワイトペッパー				ほうれん草	
		ほんだし		トマトジュース				しょうゆ	
		でん粉		粉チーズ				食塩	
		水		おろしニンニク				ほんだし	
				ケチャップ				清酒	
				水				水	
								シューアイス	卵

除去解除申請書

日光市立 学校長 様

本児童生徒は学校生活管理指導表により除去していた〔食品： 〕  
 について、医師の指導の下、これまでに複数回摂取して症状が誘発されませんので、学校  
 給食における除去解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

児童生徒名			性別	男 ・ 女
学年組	年 組	生年月日		
食物アレルギー	原因食品			
	解除診断日			
	備考			

《 資料 1 》

医薬品保管依頼書

日光市立 学校長 様

下記のとおり薬の保管をお願いします。

なお、本表に記載された内容を、教職員で共有することに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

児童生徒氏名				性別	男・女
学年組		年 組	生年月日		
診断名					
主な症状					
医薬品詳細	医薬品名				
	使用上の注意				
	保管の注意	保存方法			
		交換時期			
薬物アレルギーの有無					
その他連絡事項					

《 資料 2 》

年 月 日

保護者 様

日光市教育委員会

学校生活管理指導表の提出について（依頼）

当市の学校給食における食物アレルギー対応は、児童生徒の安全を大前提として、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づいて対応しております。

そのため、アレルギー対応食の提供には、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校に提出していただく必要があります。

安全・安心な学校生活及び給食指導に向けて、正確な情報を把握するため、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

## 《 資料 3 》

### 食物アレルギーの頻度と原因

#### (1) 頻度

##### 【食物アレルギー有病率】

日本学校保健会が全国の公立小・中学校、高校、特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校を対象に行った「食物アレルギーにおける原因食物（アレルゲン）別の児童生徒数」の調査結果から、

児童生徒の食物アレルギー有病者数はおよそ 330,000 人

有病率は小学生	2.8%	} 全体 2.6%
中学生	2.6%	
高校生	1.9%	
中等教育学校生	2.0%	

→なお、食物アレルギーは診断方法も一定ではなく、調査方法によっても結果に差が出ることもあり、真の有病率を調査するのは困難だが、過去の調査結果などにより、有病率は全体でおよそ 1～3%の範囲内にあると考えられる。

[令和 4 年度アレルギー疾患に関する調査報告書] (令和 5 年 3 月：公益財団法人日本学校保健会)

#### (2) 原因

アレルギーを専門とする医師およそ 1,000 名が“食物を摂取後 60 分以内に何らかの反応を認め医療機関を受診した患者”を対象として調査しました。その結果から「7～17 歳」ではクローズアップすると

・初発例	1 位	甲殻類	20.2%	・誤食例	1 位	乳	25.8%
	2 位	木の実類	19.7%		2 位	鶏卵	21.6%
	3 位	果実類	16.0%		3 位	木の実類	14.9%
	4 位	魚卵	7.3%		4 位	落花生	12.7%
	5 位	小麦	5.3%		5 位	小麦	9.1%

[令和 3 年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書] (令和 4 年 3 月：消費者庁)